

令和8年度

人間社会科学研究科
マネジメントプログラム
ハンドブック(抜粋版)

広島大学基本理念

「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たします。

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

人間社会科学研究科の基本理念

人間社会科学研究科の目的は、人間や社会の持続的発展や平和の実現の観点から、これからの社会の指針—例えば、科学技術により何ができるかではなく、何をすべきかすべきでないか—となる新しい価値や知識を創造し、提案することです。

また、広島大学新長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」で謳う「多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」のためには、教育の果たす役割はとて大きなものになります。広島大学はこれまで、幼児教育から高等教育にいたる、学校教育のみならず家庭教育から社会教育までをカバーする教育の専門家、実践家を多数輩出してきています。また、日本国内に限らず、アジアやアフリカ諸国における教育開発や教育に携わる人材の育成に大きく貢献してきました。

これらを踏まえ、広島大学が世界の平和の構築に貢献するために、本研究科では、持続可能性の基本となる国内外の初等教育から高等教育への関与（研究、実践及び人材育成）も目的としています。すなわち、本研究科は、人間と社会のための諸科学の追求と、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すという2つのミッションを有し、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を育成することを目的にしています。

広島大学憲章

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に 1949 年に創設された国立の総合研究大学である。

広島大学は、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念 5 原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。

1. 人権の尊重

広島大学は、そのあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護する。

2. 教育

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成する。

3. 研究

広島大学は、研究者の自由な発想に基づく高度で革新的な研究により、深い真理の探究と新たな知の創造に邁進するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、地域、国及び国際社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを持続的に創出する。

4. 社会貢献

広島大学は、自らの活動を積極的に公開し、社会に開かれた大学、社会から信頼される大学として、地域や産業界、関係する諸機関とも連携・協働し、教育、研究、医療等の全ての活動を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する。

5. 持続可能な社会の実現

広島大学は、持続可能な社会を実現するための世界最高水準の活動に取り組む大学として、貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境や資源・エネルギー問題など、地球規模の課題に対する先端的な解決策を世界に先駆けて実践する。

広島大学の全構成員及び卒業生・修了生は、各々が矜持を持ち、国民及び世界から期待される役割をたゆまず省察し、コンプライアンスを徹底の上、相互に信頼・尊重しあいながら、その個性と能力を十分に発揮して各々の使命を果たし続ける。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

広島大学行動規範

広島大学は、国立の総合研究大学として、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められています。社会からのこれらの負託に応えるために、私たち広島大学の全構成員が常に意識し、実行すべき指針として、「広島大学行動規範」を定めます。

1. 人権と多様性の尊重

私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、全ての構成員がその個性と能力を十分に発揮できるキャンパスを実現します。

2. 自主性・自律性の堅持

私たちは、社会的規範や倫理、個々の活動に対するインテグリティに十分配慮しつつ、学問の自由や教育・研究の自主性・自律性を堅持し、世界最高水準の教育・研究を実施・発展させ、その成果を社会に還元します。

3. 法令等の遵守

私たちは、広島大学の構成員として活動するにあたり、社会的規範・ルール、関係法令及び学内諸規則を遵守します。

4. 情報の公開・保護

私たちは、社会に対する透明かつ公正な説明責任を果たすため、その活動の内容や結果など本学が保有する情報について適時適切な方法で社会に公開し、その情報の利用にあたっては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図ります。

5. 情報の管理

私たちは、広島大学の情報資産の価値を把握し、その安全性及び信頼性を確保するために、情報セキュリティ上の脅威を十分に認識し、それぞれの業務に応じて、適切な管理と運用を行います。

6. 経費・資産の適正な管理

私たちは、活動のための経費及び資産の多くが税金その他社会からの支援等によるものであることを常に自覚し、大学の経費及び資産を適正かつ効率的に管理し、使用します。

7. 安全・安心な環境の整備

私たちは、業務の遂行にあたり、安全に対する意識を高め、安全・安心かつ快適な教育、学修、研究及び労働の環境を整備します。

8. 環境問題への取組

私たちは、気候変動や大規模災害、環境汚染や資源・エネルギー問題などの世界的な環境問題に率先して取り組み、安定した環境を将来の世代に引き継ぎます。

(2021年12月27日 制定)

学 期 区 分

期	期 間	区 分
前期	4月 1日～ 4月 7日	春 季 休 業
	4月 8日～ 8月10日	授 業
	8月11日～ 9月30日	夏 季 休 業
後期	10月 1日～12月25日	授 業
	12月26日～ 1月 5日	冬 季 休 業
	1月 6日～ 2月15日	授 業
	2月16日～ 3月31日	学 年 末 休 業

(注1) 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとします。

(注2) 学期区分は、規則や取扱いに基づく期間であり、実際の授業スケジュールは年度により異なる場合があります。授業スケジュールについては、「学生情報の森もみじ」に掲載されている各年度の学年暦で確認してください。

授 業 時 間

(東広島キャンパス)
月曜日～金曜日 昼間授業時間帯

時限	時 間
1	8:45～ 9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

(支援室執務時間)
月曜日～金曜日：8時30分～17時15分

(東千田キャンパス)
月曜日～金曜日 夜間授業時間帯

時限	時 間
1	18:00～18:45
2	18:45～19:30
3	19:40～20:25
4	20:25～21:10

土曜日

時限	時 間
1	11:00～11:45
2	11:45～12:30
3	13:30～14:15
4	14:15～15:00
5	15:15～16:00
6	16:00～16:45
7	16:55～17:40
8	17:40～18:25

(支援室執務時間)
月曜日～金曜日:12時30分～21時15分
土曜日: 9時45分～18時30分

※ 東千田キャンパスで昼間に開講される科目の授業時間帯は、東広島キャンパスに準じる。

注 意

伝達・連絡事項は「My もみじ」と掲示板によりますので、両方を1日に1度は必ず見てください。掲示を確認しなかったために被る不利益は、自己の責任となります。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士課程前期

人間社会科学研究科博士課程前期の学位授与の方針は、広島大学大学院博士課程前期の学位授与の方針を踏まえ、次のように定める。

人間社会科学研究科は、持続可能で平和な世界を構築するために、これからの社会の指針となる新しい価値や知識を創造し提案できる人材の育成、及び知識や価値の継承や将来の社会の創造を担う「教育」に携わる人材の育成を行い、次の方針に従って当該学位を授与する。

人間社会科学研究科では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は博士論文研究基礎力審査に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「修士（文学）、修士（法学）、修士（経済学）、修士（経営学）、修士（ソーシャルデータサイエンス）、修士（マネジメント）、修士（教育学）、修士（心理学）、修士（教育心理学）、修士（教育データサイエンス）、修士（国際協力学）、修士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

1. 人文科学、社会科学、教育科学及びそれに関連する学問領域における高度な知識と研究力を有している。
2. 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない広い視野を有している。
3. 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と複眼的思考力に裏打ちされた課題発見能力を有している。
4. 多分野の専門家で構成されるチームの一員として社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
5. 修士学位取得者としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は博士論文研究基礎力審査に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「修士（文学）、修士（心理学）、修士（法学）、修士（経済学）、修士（経営学）、修士（ソーシャルデータサイエンス）、修士（マネジメント）、修士（国際協力学）、修士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

1. 人文科学、社会科学及びそれに関連する学問領域における高度な知識と研究力を有している。
2. 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない広い視野を有している。
3. 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と複眼的思考力に裏打ちされた課題発見能力を有している。
4. 多分野の専門家で構成されるチームの一員として社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
5. 修士学位取得者としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

（マネジメントプログラム）

マネジメントプログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は博士論文研究基礎力審査に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「修士（マネジメント）、修士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

- (1) 地域の経済、社会、文化における独立心あるいは起業心を有している。
- (2) 様々な組織運営に関わる専門的な知識を有している。
- (3) 情報化・グローバル化に対応する交渉能力を有し、ネットワークを構築・運用できる能力を有している。
- (4) アジアの日系企業で活躍する日本型マネジメント能力を有している。

- (5) 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない広い視野を有している。
- (6) 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と複眼的思考力に裏打ちされた課題発見能力を有している。
- (7) 多分野の専門家で構成されるチームの一員として社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
- (8) 修士学位取得者としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

博士課程後期

人間社会科学研究科博士課程後期の学位授与の方針は、広島大学大学院博士課程後期の学位授与の方針を踏まえ、次のように定める。

人間社会科学研究科は、持続可能で平和な世界を構築するために、これからの社会の指針となる新しい価値や知識を創造し提案できる人材の育成、及び知識や価値の継承や将来の社会の創造を担う「教育」に携わる人材の育成を行い、次の方針に従って当該学位を授与する。

人間社会科学研究科では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「博士（文学）、博士（法学）、博士（経済学）、博士（経営学）、博士（マネジメント）、博士（教育学）、博士（心理学）、博士（教育心理学）、博士（国際協力学）、博士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

1. 人文科学、社会科学、教育科学及びそれに関連する学問領域における卓越した専門知識と研究力を有している。
2. 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない学際的かつ国際的な視野を有している。
3. 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と柔軟な複眼的思考力に裏打ちされた卓越した課題発見能力を有している。
4. 多分野の専門家で構成されるチームのリーダーとして社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
5. 博士学位取得者としての使命を自覚し、極めて高い倫理観を有している。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「博士（文学）、博士（心理学）、博士（法学）、博士（経済学）、博士（経営学）、博士（マネジメント）、博士（国際協力学）、博士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

1. 人文科学、社会科学及びそれに関連する学問領域における卓越した専門知識と研究力を有している。
2. 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない学際的かつ国際的な視野を有している。
3. 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と柔軟な複眼的思考力に裏打ちされた卓越した課題発見能力を有している。
4. 多分野の専門家で構成されるチームのリーダーとして社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
5. 博士学位取得者としての使命を自覚し、極めて高い倫理観を有している。

(マネジメントプログラム)

マネジメントプログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、博士論文の審査及び最終試験

に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「博士（マネジメント）、博士（学術）」のいずれかの学位を授与する。

- (1) 地域の経済，社会，文化における独立心あるいは起業心を有している。
- (2) 様々な組織の運営にかかわる卓越した専門的知識と能力を有している。
- (3) 情報化・グローバル化に対応する交渉能力を有し，ネットワークを構築・運用できる能力を有している。
- (4) アジアの日系企業で活躍する日本型マネジメント能力を有している。
- (5) 理論と実践の融合を図り，教育と研究の現場で実践できる能力を有している。
- (6) 幅広く深い教養と狭い専門領域にとらわれない学際的かつ国際的な視野を有している。
- (7) 未体験の事態でも対応可能な高度な論理力と柔軟な複眼的思考力に裏打ちされた卓越した課題発見能力を有している。
- (8) 多分野の専門家で構成されるチームのリーダーとして社会における様々な課題解決に取り組む行動力を有している。
- (9) 博士学位取得者としての使命を自覚し，極めて高い倫理観を有している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

博士課程前期

人間社会科学研究科では、ディプロマ・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。

1. 言語学、文学、哲学、史学、社会学、法学、政治学、経済学、経営学、計算社会科学、心理学、平和学、文化人類学、地域研究、教育学、教科教育学、日本語教育学や、それらに関連する学際分野、融合分野で必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、各分野に関連する専門科目をプログラム専門科目として開設する。
2. 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため大学院共通科目を開設し、さらに人文科学、社会科学及び教育科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため研究科共通科目を開設する。
3. 専門領域外の基礎的知見に触れ、広い視野や複眼的思考能力を身に付けるため、他プログラム専門科目として主として専攻する領域以外の授業科目の履修を必修とする。
4. 広範な課題発見能力や課題解決能力の涵養のため、研究指導は、主指導教員と、主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導で行う特別研究を開設する。

上記のように編成した教育課程では、講義、実技、演習等の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育なども活用した教育、学習を実践する。

学修成果については、シラバスに成績評価基準を明示した上で厳格な成績評価を行う。また、学位審査の実施に際しては、研究科の定める基準により評価する。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、カリキュラム・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。

1. 言語学、文学、哲学、史学、社会学、法学、政治学、経済学、経営学、計算社会科学、心理学、平和学、文化人類学、地域研究や、それらに関連する学際分野、融合分野で必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、各分野に関連する専門科目をプログラム専門科目として開設する。
2. 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため大学院共通科目を開設し、さらに人文科学、社会科学及び教育科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため研究科共通科目を開設する。
3. 専門領域外の基礎的知見に触れ、広い視野や複眼的思考能力を身に付けるため、他プログラム専門科目として主として専攻する領域以外の授業科目の履修を必修とする。
4. 広範な課題発見能力や課題解決能力の涵養のため、研究指導は、主指導教員と、主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導で行う特別研究を開設する。

(マネジメントプログラム)

- (1) 経営学、商学、会計学、心理学、情報学、文化人類学、言語学や、それらに関連する学際分野、融合分野で必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、各分野に関連する専門科目を体系的に提供するプログラム専門科目を開設する。
- (2) 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため大学院共通科目を開設し、さらに人文科学、社会科学及び教育科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため研究科共通科目を開設する。

- (3) 専門領域外の基礎的知見に触れ、広い視野や複眼的思考能力を身に付けるため、他プログラム専門科目として主として専攻する領域以外の授業科目の履修を必修とする。
- (4) 広範な課題発見能力や課題解決能力の涵養のため、研究指導は、主指導教員と、主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導体制で行う特別研究を開設する。

博士課程後期

人間社会科学研究科では、ディプロマ・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。

1. 言語学、文学、哲学、史学、社会学、法学、政治学、経済学、経営学、心理学、平和学、文化人類学、地域研究、教育学、教科教育学、日本語教育学や、それらに関連する学際分野、融合分野に必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、特別研究を開設する。
2. 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため、大学院共通科目を開設し、さらに人文科学、社会科学及び教育科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため、研究科共通科目を開設する。
3. 狭い専門領域にとらわれない広い視野や複眼的思考力を涵養するため、特別研究を開設する。
4. 広範な課題発見能力や卓越した課題解決能力の涵養のため、研究指導は、主指導教員と、主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導で行う特別研究を開設する。
5. チームの一員として課題解決に取り組む資質を涵養するため、社会における問題に目を向け、学生自身の専門性を社会的な問題解決にいかにか活かすかという視点を身に付けるため、特別研究を開設する。

上記のように編成した教育課程では、講義、実技、演習等の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育なども活用した教育、学習を実践する。

学修成果については、シラバスに成績評価基準を明示した上で厳格な成績評価を行う。また、学位審査の実施に際しては、研究科の定める基準により評価する。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、ディプロマ・ポリシーに示す目標を学生が達成できるように、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。

1. 言語学、文学、哲学、史学、社会学、法学、政治学、経済学、経営学、心理学、平和学、文化人類学、地域研究や、それらに関連する学際分野、融合分野に必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、特別研究を開設する。
2. 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため、大学院共通科目を開設し、さらに人文科学、社会科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため、研究科共通科目を開設する。
3. 狭い専門領域にとらわれない広い視野や複眼的思考力を涵養するため、特別研究を開設する。
4. 広範な課題発見能力や卓越した課題解決能力の涵養のため、研究指導は、主指導教員と、主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導で行う特別研究を開設する。
5. チームの一員として課題解決に取り組む資質を涵養するため、社会における問題に目を向け、学生自身の専門性を社会的な問題解決にいかにか活かすかという視点を身に付けるため、特別研究を開設する。

(マネジメントプログラム)

- (1) 経営学，商学，会計学，心理学，情報学，文化人類学，言語学や，それらに関連する学際分野，融合分野で必要な専門的知識と能力の獲得を促すため，特別研究を開設する。
- (2) 幅広く深い教養と「持続可能な発展を導く科学」の創出への意欲を育成するため大学院共通科目を開設し，さらに人文科学，社会科学及び教育科学全般において共通基盤となる視点や能力を涵養するため，研究科共通科目を開設する。
- (3) 狭い専門領域にとらわれない広い視野や複眼的思考力を涵養するため，特別研究を開設する。
- (4) 広範な課題発見能力や課題解決能力の涵養のため，主指導教員と，主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員との複数指導で行う特別研究を開設する。
- (5) 社会における問題に目を向け，学生自身の専門性を社会的な問題解決にいかにか活かすかという視点を身に付けるため，特別研究を開設する。

【人間社会科学研究科】

博士課程前期

人間社会科学研究科では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養とともに、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養とともに、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

人間社会科学研究科は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養とともに、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養とともに、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

人文社会科学専攻は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【マネジメントプログラム】

マネジメントプログラムでは、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 職業上の経験に根ざしたマネジメントに関する深い問題意識を持ち、研究意欲の旺盛な人
2. 現代社会の様々な場面で組織が直面するマネジメント上の課題について、高い関心と旺盛な勉学意欲を持つ人

マネジメントプログラムは、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【人間社会科学研究科】

博士課程後期

人間社会科学研究科では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

人間社会科学研究科は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【人文社会科学専攻】

人文社会科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

人文社会科学専攻は、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

【マネジメントプログラム】

マネジメントプログラムでは、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. マネジメント分野における卓越した研究能力を身に付けたい人
2. マネジメント分野における職業的研究者を志向する人
3. 博士課程前期における研究テーマをさらに発展させるために先端的な研究を継続したい人

マネジメントプログラムは、これらの人を受け入れるため、そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、面接試験、学力試験、外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

広島大学大学院人間社会科学研究科細則

(令和2年4月1日研究科長決裁)

広島大学大学院人間社会科学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科及び各専攻の教育研究上の目的は、次の表のとおりとする。

専攻等	教育研究上の目的
研究科	研究科は、2つのミッションを有する。人間と社会のための諸科学を追究すること、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すこと、の2つである。これらに副って、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を育成する。
人文社会科学専攻	(博士課程前期) グローバルな視野と他領域への関心を持ち、持続可能で平和な世界の構築を目指して、現在社会における価値の再検討や新しい価値の創造をもたらす人材を育成する。 (博士課程後期) グローバルな視野と他領域への関心を持ち、持続可能で平和な世界の構築を先導するリーダーとして、現在社会における価値の再検討や新しい価値の創造をもたらす人材を育成する。
教育科学専攻	(博士課程前期) グローバルな視野と人類が抱える様々な課題への深い洞察を持ち、教育による将来の人類社会の創造を目指す人材を育成する。 (博士課程後期) グローバルな視野と人類が抱える様々な課題への深い洞察を持ち、社会のリーダーとして教育による将来の人類社会の創造を先導する人材を育成する。
教職開発専攻	(専門職学位課程) 新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、新しい学校づくりの中心となるミドル・リーダー、これからの学校づくりをけん引し指導的な役割を果たし得るスクールリーダー等の高度専門職業人を養成する。
実務法学専攻	(専門職学位課程) 一つ一つの紛争の解決及び事前予防が家庭、社会、ひいては世界の平和・平穏を導くとの自覚を持った、主体性のある学びによって、①「学修の転移・活用 (transfer of learning)」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力、②法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探求し構築できる、創造性に富んだ法的思考力、③充実した法的サービスと法的支援の

	求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力、並びに④高度専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力を兼ね備え法曹界を牽引する高度専門職業人を養成する。
広島大学・グラーツ大学 国際連携サステイナビリティ学専攻	(修士課程) SDGs 達成に向けた地域と世界の喫緊の課題、とりわけ、貧困の削減に対して、開発学における国際協力論を基盤にし、社会科学的方法で研究や実務を遂行できる能力を有するとともに、大学・研究機関、政府・国際機関、民間企業、NGO 等において、他者と協働できる高いコミュニケーション能力を有し、国際的な労働市場で高い就職力(Employability)を発揮できる人材を養成する。

(学位プログラム)

第3条 人文社会科学専攻に、次の各号の学位プログラムを置く。

- (1) 人文学プログラム
- (2) 心理学プログラム
- (3) 法学・政治学プログラム
- (4) 経済学プログラム
- (5) ソーシャルデータサイエンスプログラム
- (6) マネジメントプログラム
- (7) 国際平和共生プログラム
- (8) 国際経済開発プログラム
- (9) 人間総合科学プログラム

2 教育科学専攻に、次の各号の学位プログラムを置く。

- (1) 教師教育デザイン学プログラム
- (2) 教育データサイエンスプログラム
- (3) 教育学プログラム
- (4) 日本語教育学プログラム
- (5) 国際教育開発プログラム

3 教職開発専攻に、教職開発プログラムを置く。

4 実務法学専攻に、実務法学プログラムを置く。

5 学生(広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻(以下「国際連携専攻」という。))の学生を除く。)は、前各項に掲げる学位プログラムのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

(コース)

第4条 人文社会科学専攻(博士課程前期)心理学プログラムに、心理学先端研究コース及び臨床心理学実践・研究コースを置く。

2 教育科学専攻教育学プログラムに、教育学コース及び高等教育学コースを置く。

3 教職開発専攻教職開発プログラムに、学校マネジメントコース及び教育実践開発コースを置く。

(教育プログラム)

第4条の2 第3条(第5項を除く。)に掲げる学位プログラムとは別に、教育プログラムを置くことができる。当該教育プログラムの履修方法等については、別に定める。

(教育課程)

第5条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

(授業科目等)

第6条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算基準)

第7条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習、30時間、40時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法等)

第8条 学生(実務法学専攻の学生を除く。以下この条において同じ。)は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

第8条の2 修了の要件として学生が修得すべき単位数について、博士課程前期の学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、26単位とする。ただし、集中講義の授業科目の単位を除く。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第9条 教職開発専攻の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、実習科目の単位を除き40単位とする。

第10条 実務法学専攻の学生は、チューターの指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 実務法学専攻の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、原則として1年次は36単位、2年次は36単位(刑事訴訟法を履修する者は38単位)、3年次は44単位とする。ただし、認定連携法曹基礎課程(実務法学専攻以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。以下同じ。)を修了して実務法学専攻に入学した者その他登録した履修科目の単位を別に定める基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として研究科が認める学生については、1年につき44単位を上限として研究科が認める単位数まで履修科目として登録を認めることができる。

3 その他、実務法学専攻の学生の進級及び単位修得については、実務法学専攻の定めるところによる。

第11条 学生は、主指導教員(実務法学専攻の学生は、チューター)が必要と認めた場合は、他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。

第12条 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第13条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生(実務法学専攻の学生を除く。以下この条において同じ。)の入学後学生ごとに主指導教員1人及び2人以上の副指導教員を定める。ただし、副指導教員のうち1人は、主指導教員とは専門の異なる教員とする。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻の学生については、主指導教員1人及び1人以上の副指導教員を定めるものとする。

3 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、研究

科長に直接願い出ることができる

(チューター)

第 14 条 研究科長は、授業科目の履修の指導等を行うために、実務法学専攻の学生の入学後速やかに学生ごとにチューターを定める。

(研究題目)

第 15 条 学生(実務法学専攻の学生を除く。)は、主指導教員の指導により、入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第 16 条 研究科においては、教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 17 条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、修士課程及び博士課程前期にあつては 4 年、博士課程後期及び実務法学専攻にあつては 6 年(第 24 条第 2 項の規定により在学期間を 1 年短縮する者にあつては 4 年)とする。

(学生交流及び留学等)

第 17 条の 2 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、研究科の教授会の議を経て、15 単位(教職開発専攻にあつては 22 単位、実務法学専攻にあつては 35 単位とする。)を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生(教職開発専攻の学生を除く。)が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 15 単位(教職開発専攻にあつては 22 単位、実務法学専攻にあつては、35 単位とする。)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、15 単位(教職開発専攻にあつては、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 22 単位とする。実務法学専攻にあつては、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 35 単位とする(認定連携法曹基礎課程を修了して実務法学専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者にあつては、その入学前に実務法学専攻以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 51 単位とする。))を超えないものとする。

3 前条及び前項の規定に基づき研究科(教職開発専攻及び実務法学専攻を除く。)において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

4 前 3 項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

5 実務法学専攻において、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該実

務経験等を評価した上で研究科が適当と認める場合には、展開・先端科目に属する授業科目(選択必修科目を除く。)のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・先端科目の単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)

(教育職員免許状)

第19条 学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

専攻等	免許状の種類	免許教科の種類
人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語, ドイツ語, フランス語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語, ドイツ語, フランス語
教育科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 英語

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第20条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、人文学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラム及び教育学プログラムは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第21条 前条の規定にかかわらず、大学院規則第25条の3第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、涵養すべきものについての試

験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第 22 条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表第 2 に定める授業科目を履修の上 10 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間及び履修単位に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年（標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者）にあっては 3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第 16 条第 1 項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者）にあっては 3 年から当該課程における在学期間（2 年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程(教職開発専攻)の修了要件)

第 23 条 専門職学位課程(教職開発専攻)の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表第 3 に定める授業科目を履修の上 49 単位以上修得し、かつ、課題研究報告書を在学中に提出してその審査に合格することとする。

(専門職学位課程(実務法学専攻)の修了要件)

第 24 条 専門職学位課程(実務法学専攻)の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表第 4 の定めるところにより 98 単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実務法学専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、在学期間を 1 年短縮し、1 年次配当の法律基本科目群の基礎科目 31 単位を修得したものとみなすものとし、その修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表第 4 の定めるところにより 67 単位以上修得することとする。ただし、法曹コース特別選抜(開放型及び 5 年一貫型)による入学者については、別に定める。

3 法学既修者については、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数、第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 35 単位を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して実務法学専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、前項中「35 単位」とあるのは「51 単位」とする。

(修士課程(国際連携専攻)の修了要件)

第 24 条の 2 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表第 5 に定める授業科目を履修の上広島大学開設科目から 30 単位以上、グラーツ大学開設科目から 30 単位以上、合計 60 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の単位数には、第 17 条の 2 又は第 18 条の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第 24 条の 3 研究科は、第 18 条第 1 項の規定により研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の博士課程前期の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程又は博士課程前期を修了した者の第22条に規定する博士課程後期における在学期間については、適用しない。

(学位論文等の提出)

第25条 修士課程及び博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員の承認を得て修士論文題目届又は特定の課題についての研究題目届及び修士論文又は特定の課題についての研究の成果報告書を研究科長に提出しなければならない。

第26条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等の審査)

第27条 学位論文等の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則人間社会科学研究科内規(令和2年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第28条 修士課程、博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(再入学)

第29条 修士課程、博士課程前期、博士課程後期又は専門職学位課程を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(大学院規則第42条第1項において準用する広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第43条第2号による除籍を除く。)となった者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り、教授会の議を経て学長に願い出ることができる。この場合において、再入学した者の修業年限及び在学年限については、別に定める。

2 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力試験を行うことがある。

(休学)

第30条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第32条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者については、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転専攻)

第32条の2 専攻(専門職学位課程を除く。以下本条において同じ。)の変更は、研究科教授会において特別な事情があると認めた場合に認めることがある。

2 教職開発専攻又は実務法学専攻への専攻の変更及び教職開発専攻又は実務法学専攻から他の専攻への変更は、認めない。

(学位プログラムの変更)

第33条 人文社会科学専攻及び教育科学専攻の学生が専攻する学位プログラムの変更を希望するときは、所定の手続を行い、教授会の議を経て、研究科長の許可を得なければならない。

2 専門職学位課程の学生の学位プログラムの変更は、認めない。

(雑則)

第34条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 17 日 一部改正)

この細則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 30 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日以前に入学した学生の履修科目の登録の上限については、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則第 8 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 10 月 28 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 3 年 10 月 28 日から施行し、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年度に入学した広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 9 月 22 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 4 月 27 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 27 日から施行し、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生の教育課程等は、新細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 9 月 21 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 2 月 22 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大

学人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の再入学及び教育課程等は，この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 9 月 19 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の教育課程等は，この細則による改正後の広島大学人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 7 月 24 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の教育課程等は，この細則による改正後の広島大学人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 25 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日 一部改正）

- 1 この細則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度以前に入学した学生の教育課程等は，この細則による改正後の広島大学大学院人間社会科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

広島大学学位規則人間社会科学研究科内規

(令和2年4月1日研究科長決裁)

広島大学学位規則人間社会科学研究科内規

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
 第2章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査(第3条―第8条)
 第3章 論文提出による学位審査(第9条―第13条)
 第4章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査(第14条―第17条)
 第4章の2 研究科修士課程(広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学
 専攻)修了認定のために行う学位審査(第17条の2・第17条の3)
 第5章 雑則(第18条・第19条)
 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「学位規則」という。)第17条の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)の学位の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 学位規則第3条第2項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名・学位プログラム名		専攻分野の名称	
		修 士	博 士
人 文 社 会 科 学 専 攻	人文学プログラム	文 学	文 学
	心理学プログラム	心 理 学	心 理 学
	法学・政治学プログラム	法 学 学 術	法 学 学 術
	経済学プログラム	経 済 学 学 術	経 済 学 学 術
	ソーシャルデータサイエンスプログラム	ソーシヤル データサイエ ンス	—
	マネジメントプログラム	マネジメント 学 術	マネジメント 学 術
	国際平和共生プログラム	学 術 国際協力学	学 術 国際協力学

	国際経済開発プログラム	学 術 経 済 学 経 営 学 国際協力学	学 術 経 済 学 経 営 学 国際協力学
	人間総合科学プログラム	学 術	学 術
教 育 科 学 専 攻	教師教育デザイン学プログラム	教 育 学 教育心理学 学 術	教 育 学 教育心理学 学 術
	教育データサイエンスプログラム	教育データサ イエンス	—
	教育学プログラム	教 育 学	教 育 学
	日本語教育学プログラム	教 育 学 学 術	教 育 学 学 術
	国際教育開発プログラム	教 育 学 学 術 国際協力学	教 育 学 学 術 国際協力学
広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻		学 術	—

2 学位規則第3条第3項に定める学位のうち研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	学位の名称
教職開発専攻	教職修士（専門職）
実務法学専攻	法務博士（専門職）

第2章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査
(論文提出の資格要件)

第3条 学位規則第2条第2項に規定する博士課程後期修了のための学位論文(以下「博士論文」という。)を提出できる者は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則(令和2年4月1日研究科長決裁)第22条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、博士論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)を受けたものとする。

(論文提出の時期)

第4条 博士論文の提出の時期は、3月末修了予定者にあつては修了予定年度の1月、9月末修了予定者にあつては修了予定年度の7月の専攻する学位プログラムが指定する期日までとする。ただし、3年を超えて在学する者は、随時提出することができる。

(論文提出の手続)

第5条 第3条の規定に該当する者が博士論文を提出する場合は、次の書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
 - (2) 博士論文
 - (3) 論文目録
 - (4) 論文の要旨
 - (5) 履歴書
 - (6) 参考論文があるときは、参考論文
 - (7) その他学位プログラムが必要とするもの
- (論文の受理)

第6条 研究科長は、前条の規定により博士論文の提出があったときは、当該博士論文を受理すべきか否かを研究科教授会(以下「教授会」という。)に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 学位規則第5条第1項に定める審査委員会は、博士論文の内容に関連ある教員3人以上の審査委員で組織する。

- 2 審査委員は、主査1人及び2人以上の副査で構成するものとする。
- 3 主査は、研究科の教員をもって充てる。
- 4 副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。
- 5 教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学位授与の期日)

第8条 博士論文審査及び最終試験に合格した者の博士の学位授与の期日は、次のとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に合格した者は、学位記授与式が挙行される日とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が特別な事由があると認めた場合には、合格した日とすることができる。
- (2) その他の者は、合格した日とする。

第3章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第9条 学位規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
 - (2) 博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
 - (3) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの
 - (4) 前3号に掲げる者以外の者で、教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの
- (論文提出の手続)

第10条 前条に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書

- (2) 学位論文
- (3) 論文目録
- (4) 論文の要旨
- (5) 履歴書
- (6) 参考論文があるときは、参考論文
- (7) その他学位プログラムが必要とするもの
(論文の受理)

第 11 条 論文の受理については、第 6 条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第 12 条 審査委員会については、第 7 条の規定を準用する。

2 学位規則第 5 条第 2 項に定める試問委員会は、3 人以上の試問委員をもって組織する。

3 試問委員は、主査 1 人及び 2 人以上の副査で構成するものとする。

4 主査は、研究科の教員をもって充てる。

5 副査のうち 1 人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。

6 教授会において必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。

7 審査委員が試問委員を兼ねることができる。

(試験又は試問の方法)

第 13 条 学位規則第 6 条第 3 項の試問に課する外国語は、研究科においては 1 種類とする。

2 学位規則第 6 条第 4 項の研究科所定の年限は、5 年とする。

第 4 章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件)

第 14 条 学位規則第 2 条第 2 項に規定する博士課程前期修了のための学位論文を提出できる者は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則(令和 2 年 4 月 1 日研究科長決裁)第 20 条に規定する所定の単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果(以下「修士論文等」という。)の作成等に対する指導を受けたものとする。

(修士論文等提出の時期)

第 15 条 修士論文等の提出の時期は、3 月末修了予定者にあつては修了予定年度の 1 月、9 月末修了予定者にあつては修了予定年度の 7 月の専攻する学位プログラムが指定する期日までとする。

(修士論文等提出の手続)

第 16 条 第 14 条の規定に該当する者が修士論文等を提出する場合は、次の書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果
- (2) その他学位プログラムが必要とするもの

(審査委員会)

第 17 条 審査委員会は、修士論文等の内容に関連ある教員 3 人以上の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、主査 1 人及び 2 人以上の副査で構成するものとする。

3 主査は、研究科の教員をもって充てる。

4 副査のうち 1 人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。

5 教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

第 4 章の 2 研究科修士課程(広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻)修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件)

第 17 条の 2 学位規則第 2 条第 2 項に規定する修士課程(広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻)修了のための学位論文を提出できる者は、広島大学大学院人間社会科学研究科細則第 24 条の 2 に規定する所定の単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文の作成等に対する指導を受けたものとする。

(その他)

第 17 条の 3 前条に定めるもののほか、修士課程(広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻)の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 雑則

(書類の様式)

第 18 条 関係書類の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 8 号までのとおりとする。

(その他)

第 19 条 この内規に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 17 日 一部改正)

この内規は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 6 日 一部改正)

この内規は、令和 5 年 7 月 6 日から施行し、この内規による改正後の広島大学学位規則人間社会科学研究科内規の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 11 月 30 日 一部改正)

この内規は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日 一部改正)

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

履修手続, 試験, 成績等について

1 履修手続

(1) 手続方法

掲示等により通知された期間内に、学内外のパソコンを利用して「[もみじ](#)」（広島大学学生情報システム）から行ってください。

何らかの理由により、「[もみじ](#)」からの履修登録ができない場合は、授業科目開設学部・研究科の教務担当へ申し出てください。

- ① 履修手続の日程は、各期毎に「[もみじ](#)」により通知します。
- ② 履修登録期間の第1回目と第2回目との間に、教務担当による調整期間があります。その期間は履修登録できません。
- ③ 第2回目の履修登録期間終了後は、原則として履修科目の登録や取消はしてできません。
- ④ 集中講義を履修する場合も、必ず手続期間内に手続きを行ってください。

(2) 他研究科の授業科目履修

他研究科の授業科目を履修する場合は、主任指導教員の了承を得た上で、「他研究科専門科目履修届」を所属プログラムの大学院担当支援室へ提出してください。合わせて、履修先研究科で所定の履修手続きを行ってください。

2 試験

各学期末に実施される試験の日時、場所、方法等については、各授業担当教員から通知します。

3 試験等の特別措置

身体等の障害ゆえに期末試験等を通常の条件の下では受けられない学生は、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」により、特別措置を申請できます。

詳細については、履修登録確定後から試験日の4週間前までに所属プログラムの大学院担当支援室へ相談してください。

4 不正行為

期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している授業科目の評価をすべて「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

5 成績

(1) 成績確認

各学期の終わりに「もみじ」で確認してください。成績確認は、HINET（広島大学情報ネットワークシステム）に接続されているパソコンのみ利用可能です。

成績確認には、事前に主任指導教員による成績チェックが必要です。

(2) 成績に対する異議申し立て

成績に疑義がある場合は、もみじ-学びのサポート「成績評価に関する異議申立制度について」を参照してください。

他研究科専門科目履修届

(Course registration for other graduate course subjects)

届出日 令和 年 月 日
Date of Notification Year month day

学生番号/Student ID number _____

専攻名/Division _____

プログラム名/Program _____

領域/コース
Region/Course _____

氏名/Name _____

広島大学大学院人間社会科学研究科細則第11条の規定により、以下の他研究科授業科目(専門科目)を履修したいので、主指導教員の承認とともに届け出ます。

In accordance with the provisions of Article 11 of the By-Laws of the Graduate School of Humanities and Social Sciences at Hiroshima University, I would like to take the following other graduate course subjects (specialized subjects), so I will notify you with the approval of the Supervisor.

理由/Reasons		
研究科/Graduate School	広島大学大学院 Graduate School of 研究科	
授業科目 Class subject		
主担当教員/Main teacher		
単位数/Units		
履修年度/Academic year		
履修期/Course period	<input type="checkbox"/> 前期 Spring Semester <input type="checkbox"/> 後期 Fall Semester <input type="checkbox"/> 通年 Whole year	
主指導教員所見 Supervisor's comments		
氏名/Name _____ 印/Signature _____		

(注/Note)

1. 「氏名」欄は、必ず学生本人が自署すること。The document must be signed by the student.
2. 履修期は、「前期」「後期」「通年」のいずれかを選択してください。
Please select one of "Spring Semester", "Fall Semester", and "Whole year" for the course.
3. 届出は、当該授業科目の履修登録期間中に行うこと。期間を過ぎてからの届出は認められません。
Notification must be made during the course registration period for the relevant subject. Overdue notification will not be accepted.

※記載された個人情報、履修手続業務の目的のために利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

Personal information above will be used exclusively for the Course registration of request.

大学院共通科目について

広島大学大学院では、広い視野と社会への関心や問題意識を涵養し、それぞれの専門分野が「持続可能な発展を導く科学」としてどのような貢献が可能であるかの考察を深めるために、さらに、最近の社会システムの進展を正しく把握し、現代社会で活躍するための基本的な知識を身に付けるために、大学院共通科目を設けています。

なお、当該科目については、全ての研究科等において選択必修となっており、「持続可能な発展科目」「キャリア開発・データリテラシー科目」から各1単位以上修得する必要があります。

〈科目区分及び教育目標〉

◆持続可能な発展科目

国際的目標である持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を理解し、持続可能な発展を導く科学を創出する能力及び社会の様々な課題を解決する能力を身につける。

◆キャリア開発・データリテラシー科目

最近の社会システムの進展を知り、これからの時代に必須な知識を身につけ、現代社会の課題に具体的に取り組み、必須な知識・技術を使うことができる能力を身につける。

〈令和8(2026)年度開設科目〉

1. 博士課程前期・修士課程・専門職学位課程

科目区分	授業科目	単位数
持続可能な 発展科目	Hiroshima から世界平和を考える	1
	Japanese Experience of Social Development- Economy, Infrastructure, and Peace	1
	Japanese Experience of Human Development- Culture, Education, and Health	1
	SDGs への学問的アプローチ A	1
	SDGs への学問的アプローチ B	1
	ダイバーシティの理解	1
	SDGs への実践的アプローチ	1
	原爆文学、芸術を通して「平和」を考える-被爆者の経験記をもとに-	1
	Climate Change Adaptation and Mitigation	1
	Innovation and Practice for Smart Society	1
キャリア開 発・データリ テラシー科目	データリテラシー	1
	医療情報リテラシー	1
	ストレスマネジメント	2
	MOT 入門	1
	情報セキュリティ	1
	アントレプレナーシップ概論	1
	情報科学概論 I	1
	情報科学概論 II	1
	理系基礎研究者養成概論	1
	キャリアマネジメント特論	2
	留学生のためのキャリアマネジメント講座 A	1
	留学生のためのキャリアマネジメント講座 B	1
	半導体キャリア開発	1
	長期インターンシップ	2

2. 博士課程後期・博士課程

科目区分	授業科目	単位数
持続可能な 発展科目	スペシャリスト型 SDGs アイデアマイニング学生セミナー	1
	普遍的平和を目指して	1
	原爆文学、戦争文学と平和-被爆者と強制収容所囚人の経験記をもとに-	1

キャリア開発・データリテラシー科目	データサイエンス	2
	パターン認識と機械学習	2
	データサイエンティスト養成	1
	医療情報リテラシー活用	1
	リーダーシップ手法 ※令和 9(2027)年度以降は開講しません。	1
	キャリアマネジメントセミナー	1
	イノベーション演習	2
	長期インターンシップ	2
	事業創造概論	1

研究倫理教育について

広島大学では、「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、研究活動に携わる職員・学生等は、研究倫理教育の受講を必須としています。

学生は、本学が定めた標準プログラムにより、入学後の初年次に「研究倫理教育（大学院生 Basic）」の受講、その後、論文作成開始前までに、「研究倫理教育（大学院 advanced (M), (D)）」の受講を義務付けています。

人間社会科学研究科では、次のとおり研究倫理教育を実施しますので、必ず受講してください。

1. 研究倫理教育（大学院生 Basic）

(1) 受講対象者

博士課程前期 1 年次生（必須 注 1）

博士課程後期 1 年次生（注 2 以外は必須）

専門職学位課程（教職開発専攻）1 年次生（必須）

専門職学位課程（実務法学専攻）（必須、注 3）

修士課程 1 年次生（必須）

注 1) 教育科学専攻の学生は、研究倫理教育（大学院生 Basic）の受講に加えて、専攻
共通科目（選択必修）「教育科学のための研究法と倫理」（1 単位）を受講することが望ましい。

注 2) 本学博士課程前期（修士課程を含む。）において研究倫理教育（大学院生 Basic）
を受講した者が博士課程後期に進学した場合は、博士課程後期の研究倫理教育（大
学院生 Basic）の受講は免除する。

注 3) 実務法学専攻の学生は、研究倫理教育（大学院生 Basic）の受講に代えて、法学
未修者は必修科目「基礎演習 1」、法学既修者は必修科目「法曹倫理 1」の中で実
施する。

(2) 実施時期

新入生オリエンテーション内で実施（4 月又は 10 月）

(3) 実施単位

新入生全員

(4) 実施方法

講義形式（日本語又は英語）

(5) 内 容

大学院生向け研究倫理の基本事項を収録した DVD を用いた講義を行い、研究者として
身に付けるべき基本的な研究倫理の素養を習得する。

(6) 受講確認

出席票により受講確認を行う。

(7) その他

当日参加できなかった者は、APRIN の e-learning の受講を必須とする。

APRIN の e-learning の受講範囲

分 野	教材・教材の領域	単元
人文・社会科学系	『責任ある研究行為：基盤編』	「研究活動における不正行為」

	(RCR 人文系)』	「盗用 (人文系)」
--	------------	------------

2. 研究倫理教育 (大学院生 Advanced (M), Advanced (D))

(1) 受講対象者

博士課程前期 2 年次生 (必須)
 博士課程後期 3 年次生 (必須)
 専門職学位課程 2 年次生 (必須)
 修士課程 2 年次生

(2) 実施時期 (実施期限)

修了予定の半年前 (3 月修了の場合は 10 月末, 9 月修了の場合は 4 月末) までに実施
 注 1) 博士課程前期, 専門職学位課程 (教職開発専攻) 及び修士課程は, 修士論文等を作成するまでに必ず受講すること。

注 2) 博士課程後期は, 博士論文予備審査までに必ず受講すること。

(3) 実施方法

指導教員の指示により, 次のいずれかを受講すること。

- ① 指導教員が討論形式により実施 (複数の研究室での実施可)
- ② APRIN の e-learning を受講

(4) 内 容

① JSPS のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」Section IV 「研究成果を発表する」を教員, 学生が熟読の上, 学生が要約説明し, 教員との討論により分野ごとの特色を踏まえた研究倫理の実践について理解を深める。

② APRIN の e-learning の受講範囲

(心理学プログラムを除く全プログラム)

分野	教材・教材の領域	単元
人文・社会 科学系	『責任ある研究行為: 基盤編 (RCR 人文系)』	「盗用 (人文系)」

(心理学プログラム)

教材・教材の領域	単元
『責任ある研究行為: 人文系 (RCR 人文系)』	「盗用」 「責任あるオーサーシップ」
『責任ある研究行為: 理工系 (RCR 理工系)』	「研究における不正行為」 「インターネットを使った社会科学・行動科学研究」
『責任ある研究行為: 生命医科学系 (RCR)』	「社会科学・行動科学研究におけるインフォームド・コンセント」
『社会科学・行動科学』	「社会科学・行動科学研究におけるリスク評価」

(5) 受講確認

指導教員は, 実施後速やかに「研究倫理教育受講修了証」を所属プログラムを担当する支援室へ提出する。

3. 受講状況の確認

学生の研究倫理教育の受講歴を, 学生本人及び指導教員は「My もみじ」の学生情報か

ら確認できます。「学籍情報-学籍情報参照/免許・資格・研究倫理情報」

別表第1

博士課程前期
マネジメントプログラム

科目区分	授 業 科 目	配当年次	開設 単位数	履修区分	要修得 単位数	
大学院共通科目	持続可能な発展科目	Hiroshimaから世界平和を考える	1・2	1	選択必修	1
		Japanese Experience of Social Development・Economy, Infrastructure, and Peace	1・2	1		
		Japanese Experience of Human Development・Culture, Education and Health	1・2	1		
		SDGsへの学問的アプローチA	1・2	1		
		SDGsへの学問的アプローチB	1・2	1		
		SDGsへの実践的アプローチ	1・2	1		
		ダイバーシティの理解	1・2	1		
		原爆文学、芸術を通して「平和」を考える -被爆者の経験記をもとに-	1・2	1		
		Climate Change Adaptation and Mitigation	1・2	1		
		Innovation and Practice for Smart Society	1・2	1		
大学院共通科目	データリテラシー キャリア開発・ キャリアリテラシー科目	データリテラシー	1・2	1	選択必修	1
		医療情報リテラシー	1・2	1		
		キャリアマネジメント特論	1・2	2		
		ストレスマネジメント	1・2	2		
		情報セキュリティ	1・2	1		
		MOT入門	1・2	1		
		アントレプレナーシップ概論	1・2	1		
		情報科学概論I	1・2	1		
		情報科学概論II	1・2	1		
		理系基礎研究者養成概論	1・2	1		
		留学生のためのキャリアマネジメント講座A	1・2	1		
		留学生のためのキャリアマネジメント講座B	1・2	1		
		長期インターンシップ	1・2	2		
		半導体キャリア開発	1・2	1		
		研究科共通科目		人間社会科学特別講義		
人間社会科学のための科学史	1・2			1		
ルール形成のための国際標準化	1・2			1		
平和教育の構築への実践的アプローチ	1			2		
データビジュアライゼーションA	1・2			1		
データビジュアライゼーションB	1・2			1		
環境原論A	1・2			1		
環境原論B	1・2			1		
人文社会科学のための研究法と倫理	1・2			1		
人文社会科学と社会	1・2			1		
リサーチメソッド	1			2		
教育科学のための研究法と倫理	1・2			1		
教育科学と社会	1・2			1		
Religious culture in public education	1・2			2		
Academic Writing for Graduate Students in Education	1・2			2		
日本の教育開発経験	1・2			2		
ブ ロ グ ラ				リサーチ・リテラシー	1・2	2
		イノベーション・マネジメント論	1・2	2	選択必修	10
		経営戦略論	1・2	2		
		経営組織論	1・2	2		
		CSR論	1・2	2		
		マーケティング論	1・2	2		
		国際マーケティング戦略論	1・2	2		
		組織行動論	1・2	2		
		人的資源管理論	1・2	2		

ム 専 門 科 目	コスト・マネジメント	1・2	2		
	管理会計論	1・2	2		
	財務会計論	1・2	2		
	会計政策論	1・2	2		
	社会心理学特論	1・2	2		
	フィールドワーク論	1・2	2		
	コミュニケーション原論	1・2	2		
	社会行動データ解析	1・2	2		
	公共経営論	1・2	2		
	地域経営論	1・2	2		
	地域分析	1・2	2		
	ビジネス日本語	1・2	2		
	マネジメント特講（日本の組織と経営）	1・2	2		
	マネジメント特講（地域活性化）	1・2	2		
	マネジメント特講（社会調査）	1・2	2		
	マネジメント特講（経済人類学）	1・2	2		
	マネジメント特講（多変量解析特論）	1・2	2		
	マネジメント特講（ファイナンス）	1・2	2		
	マネジメント特講（インベストメント）	1・2	2		
	特別研究	1～2	4	必修	4
	他プログラム専門科目			選択	2
研究科共通科目，マネジメントプログラム専門科目又は他プログラム専門科目			選択	7	
合 計				30	

※配当年次の記載内容は、次のとおり。

1：1年次に履修， 2：2年次に履修， 1～2：1年次から2年次で履修， 1・2：履修年次を問わない

1. 修了要件

修了に必要な単位数を30単位以上とし，2の履修方法のとおり単位を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上で，修士論文及び最終試験又は博士論文研究基礎力審査に合格すること。

2. 履修方法

- (1) 大学院共通科目：持続可能な発展科目から1単位以上，キャリア開発・データリテラシー科目から1単位以上
- (2) 研究科共通科目：3単位以上
- (3) プログラム専門科目：「リサーチ・リテラシー」2単位を含めマネジメントプログラム専門科目から12単位以上及び「特別研究」4単位
- (4) 他プログラム専門科目：2単位以上

なお，指導教員の許可を得て他研究科専門科目を履修し，単位を修得した場合は，「他プログラム専門科目」に含むことができる。

- (5) 研究科共通科目，マネジメントプログラム専門科目又は他プログラム専門科目：7単位以上

博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の 修士論文等作成スケジュール

- ◎各手続等の詳細は、各プログラムにおいて定める。
◎修士論文等には、「特定課題研究」等を含める。

※(教) = 教授会(代議員会) (学) = 学務委員会 (プ) = プログラム教員会

標準的な スケジュール		学 生	指導教員グループ 審査委員会	プログラム教員会 学務委員会 教授会(代議員会)	
年次	4月 入学				10月 入学
1 年次	4月	10月	研究倫理教育(大学院生 Basic)を受講	指導教員グループの編成	
	5月 ※提出時期等は各プログラムが定める。	11月	研究題目等を提出	指導教員グループ編成の承認(プ)(学)(教)	
	6月～ 翌年 12月	12月～ 翌々 年6月	中間発表会(公開) ※研究概要の提出を含める	(研究計画の指導) ※開催時期・形式等は各プログラムが定める	研究題目等の承認(プ)
2 年次	4月～ 12月	10月～ 翌年 6月	研究倫理教育 (大学院生 Advanced(M))を受講 ※修士論文作成まで	(研究及び論文作成の指導)	
			修士論文等題目を提出	※提出時期等は各プログラムが定める	修士論文等題目の承認(プ)
			(修士論文等を作成)		
	1～ 2月	7～ 8月	修士論文等を提出	審査委員会の編成	審査委員会編成の承認(プ)(学)(教)
		修士論文等発表会(公開)	※開催日時・形式等は各プログラムが定める		
		修士論文等審査・試験(審査委員会)		修士論文等審査・試験の結果承認(プ)	
	3月	9月	修了判定(教)		
			課程修了・学位取得	学位授与(学長)	

(留意事項)

1. 本スケジュールについて

本スケジュールは、研究科として修士論文等作成に係る基本的な流れを示すものである。本スケジュールが示す各手続き等の具体については、所属するプログラムの指示に従うこと。

2. 研究倫理教育について

修士論文等を作成するためには、事前に研究倫理教育を必ず受講しなければならない。研究倫理教育の受講については「研究倫理教育について」を参照すること。

3. 指導教員グループについて

指導教員グループは、研究テーマ等に基づき主指導教員1人及び2人以上の副指導教員で構成される。副指導教員のうち1人は、主指導教員とは専門の異なる教員とする。

4. 修士論文等審査の審査委員会について

修士論文等審査及び最終試験のための審査委員会は、修士論文等の内容に関連する教員3人以上の審査委員で組織され、主査1人及び2人以上の副査で構成する。副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。

広島大学大学院人間社会科学研究科
学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準

【博士課程前期・修士課程】

広島大学大学院人間社会科学研究科では、次の判定基準に基づいて修士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、修士の学位を授与する。

1. 修士の学位を受ける者は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、当該専門分野における研究能力及び高度な専門的能力を身につけていること、さらに幅広い教養と総合的な判断力を有していること。
2. 修士論文は次に定める「学位論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
3. 修士学位論文の提出の手続きについては、別に定める。

（学位論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身につけているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- (4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

II 特定課題研究の審査項目

- (1) 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身につけているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、特定課題研究作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 特定課題研究の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- (4) 調査により入手した資料・データに基づいて、関連情報を正確に把握できているか。
- (5) 問題点の的確な整理、その問題点に関する状況の把握、および検証結果の評価の三つの観点において、問題解決能力が身につけているか。

博士課程前期修了のためのプロセスについて

修士論文及び課題研究の作成指導は主として授業科目である「特別研究」を通じておこなわれるが、以下の作成と審査に関わる事項をふまえ、各自、研究をすすめること。

1年次

1年次を終えるまでに、主・副指導教員に対してファーストイヤーレポートを提出し、研究指導を受けることが望ましい。このレポートは1年間においての各自の研究内容をまとめたものであり、その書式や分量等については主指導教員の指導をうけること。

2年次

下記の2回の報告会において研究内容を報告し、主・副指導教員による指導を受ける。

(1) 中間報告会 7月下旬に実施する。実施要領は別途に定める。

(2) ドラフト報告会 12月末までに実施する。

この報告会においては修士論文または課題研究の成果となる
ドラフト（素稿）を提出し、主・副指導教員による指導を受ける。

(参考) 標準プロセス

4月入学生

1年次の3月末	ファーストイヤーレポートを提出
2年次の4月下旬	題目届けの提出
2年次の7月下旬	中間報告会において報告
2年目の12月末	ドラフト報告会において報告

10月入学生

1年次の9月末	ファーストイヤーレポートを提出
2年次の10月下旬	題目届けの提出
2年次の1月下旬	中間報告会において報告
2年次の6月末	ドラフト報告会において報告

別表第2

博士課程後期
マネジメントプログラム

科目区分	授 業 科 目	配当年次	開設 単位数	履修区分	要修得 単位数	
大学院 共通科目	持続可能な 発展科目 スペシャリスト型SDGsアイデアマイニング学生セミナー	1・2・3	1	選択必修	1	
		普遍的平和を目指して	1・2・3			1
		原爆文学、戦争文学と平和 -被爆者と強制収容所囚人の経験記をもとに-	1・2・3			1
	キャリア開発・ データリテラシー 科目	データサイエンス	1・2・3	2	選択必修	1
		パターン認識と機械学習	1・2・3	2		
		データサイエンティスト養成	1・2・3	1		
		医療情報リテラシー活用	1・2・3	1		
		リーダーシップ手法	1・2・3	1		
		キャリアマネジメントセミナー	1・2・3	1		
		イノベーション演習	1・2・3	2		
		長期インターンシップ	1・2・3	2		
事業創造概論	1・2・3	1				
研究科 共通科目	プロジェクト研究	1・2・3	2	選択必修	2	
	人間社会科学講究	1・2・3	2			
プログラム 専門科目	特別研究	1～3	6	必修	6	
合 計					10	

※配当年次の記載内容は、次のとおり。

1～3：1年次から3年次で履修， 1・2・3：履修年次を問わない

1. 修了要件

修了に必要な単位数を10単位以上とし、2の履修方法のとおり単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修方法

- (1) 大学院共通科目：持続可能な発展科目から1単位以上，キャリア開発・データリテラシー科目から1単位以上
- (2) 研究科共通科目：2単位以上
- (3) プログラム専門科目：「特別研究」6単位

博士課程後期の博士論文作成スケジュール

◎各手続等の詳細は、各プログラムにおいて定める。

※ (教) = 教授会 (代議員会) (学) = 学務委員会 (プ) = プログラム教員会

標準的なスケジュール		学 生	指導教員グループ (予備審査委員会) /審査委員会	プログラム教員会 学務委員会 教授会 (代議員会)	
年次	4月 入学				10月 入学
1 年 次	4月	10月	研究倫理教育 (大学院生 Basic) を受講	指導教員グループ編成	指導教員グループ編成・承認 (プ) (学) (教)
	5月	11月	研究題目等を提出	本審査委員会の計画	本審査委員会の計画・報告 (プ) (学)
	6月	12月	(研究計画の立案)	(研究計画の指導)	
			研究計画概要を提出	※提出時期及び内容等は各プログラムが定める。	研究計画概要の受理 (プ) (学)
2 年 次	4月	10月	(博士論文を構成する論文の作成)	(研究及び論文作成の指導)	
			研究倫理教育 (大学院生 Advanced(D)) を受講 ※博士論文予備審査の願出まで		
3 年 次	4月~12月	10月~6月	博士論文概要等を提出	予備審査の許可 予備審査委員会の編成	予備審査の開催予告 予備審査委員会の編成・承認 (※学生の審査要件確認「受理済」可) (プ) (学) (教)
			論文概要等の審査 (予備審査) (博士論文の作成)	予備審査 (公開)	
				作成された博士論文のチェック	
	1~2月	7~8月	博士論文等を提出 (学位請求)	論文提出承認書の提出	予備審査結果の報告・承認 博士論文の受理
			学位論文審査・試験	本審査委員会編成	本審査委員会編成・承認 (プ) (教)
			本審査	本審査結果の報告・承認 (プ)	
	3月	9月		学位授与審査・修了判定 (教)	
			課程修了・学位取得		学位授与 (学長)

(留意事項)

1. 本スケジュールについて

本スケジュールは、研究科として博士論文作成に係る基本的な流れを示すものである。本スケジュールが示す各手続き等の具体については、所属するプログラムの指示に従うこと。

2. 研究倫理教育について

博士論文を作成するためには、事前に研究倫理教育を必ず受講しなければならない。研究倫理教育の受講については「研究倫理教育について」を参照すること。

3. 指導教員グループについて

指導教員グループは、研究テーマ等に基づき主指導教員1人及び副指導教員2人以上で構成する。副指導教員のうち1人は、主指導教員とは専門の異なる教員とする。

4. 論文概要等の審査（以下、予備審査という）の受審要件について

予備審査を受けるためには、博士論文概要を提出するまでに、博士論文を構成する研究成果をまとめ、学会等が発行する査読付きの学術雑誌に論文を投稿し、掲載（「受理済」でも可）される必要がある。

(1) 学会誌^{*1}への審査付投稿論文数は1本以上とする（「受理済」を含める）。

ただし、投稿論文の本数等については、所属するプログラムが定める基準に従うこと。

(2) 投稿先として適切な学会誌がない場合のみ、指導教員グループの許可を得て、これに準ずる紀要等への投稿論文も審査付投稿論文として認める。ただし、その場合は、論文審査体制が確立されている雑誌への単著での投稿論文とし（指導教員との共著は認めない）、論文概要の提出時（予備審査の許可を受ける際）に、適切な学会誌がないことを記述した主指導教員の所見を、所属するプログラムに提出すること。

(3) 予備審査を受けるための要件として『人間社会科学研究科紀要』に論文を投稿する場合も、上記の(2)が適用される。また、当該学生の指導教員グループを構成する教員は、その論文の査読委員にはなれない。

(4) 学会誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。著者名の記載順序に一定の規則がある場合は、必ず責任著者^{*2}であること。なお、共著の場合は、当該論文を、他の共著者の予備審査を受けるための要件として用いることはできない。

^{*1}国内外の学会が発行する査読付きの学術雑誌、または査読付きの国際学術雑誌を指す。

^{*2}当該論文の主たる執筆者を指す。

5. 論文概要等の審査（予備審査）及び学位論文審査（本審査）の審査委員会について

学位規則研究科内規第7条を準用する。

広島大学大学院人間社会科学研究科
学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準

【博士課程後期】

広島大学大学院人間社会科学研究科では、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士の学位を授与する。

1. 博士の学位を受ける者は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、国際的な視野に立った学際的な学識を備え、当該専門分野における研究を自立して実践できる能力及び高度な専門的能力を有していること。
2. 博士論文は次に定める「学位論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
3. 博士学位論文の提出の手続きについては、別に定める。

（学位論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準および学際的観点から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

《マネジメントプログラム博士学位申請プロセス》

● プログラム博士課程後期在学学生

研究計画書の作成・提出

〔研究計画書（研究計画概要）の提出：プログラム長あて1年次5月末日まで〕

研究テーマ及び概要の作成・提出

主指導教員の指導のもと、研究計画書（研究テーマ及び概要）を作成する。

業績一覧の提出と予備審査

〔業績一覧届及び予備審査申請願の提出：3年次後期〕

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる学生は、以下の要件をすべて満たすものとする。

1. マネジメントプログラム博士課程後期在学中に査読付き学術誌への掲載論文1本以上を執筆していること。

(注)・紀要は査読付き学術誌に含めない。

- ・国際的かつ学術水準が高い学会の査読制プロシーディングは、査読付き学術誌として認める場合がある。
- ・学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。
- ・詳細は指導教員に確認すること。

2. 修了要件単位を修了予定年月日までに修得済み、もしくは見込みであること。

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する学生は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出：3年次の10月20日

予備審査委員会による審査：12月上旬～12月中旬

以降は、予備審査願出は4月20日または10月20日までに申請を行う。

4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、

10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を行う。

申請書類等：1) 業績一覧届及び予備審査申請願

2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

3) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

Ⅲ. 予備審査委員会と学位請求論文について

主・副指導教員を中心として組織（副指導教員の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）され、研究科代議員会で承認された予備審査委員会が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文1編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した在学中の研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

Ⅳ. 審査結果について

合否の判定は、審査委員3名(主・副指導教員)の合議によるものとし、主指導教員を通して申請者に通知される。

(注意事項) 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：研究科長あて、3年次の1月20日

※以降については、予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、10月20日までに申請した場合は1月20日までに学位請求論文を提出する。

I. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主・副指導教員の指導のもとに必要な応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは, 参考文献

II. 最終試験(口述試験)

「審査委員会」は, 主査1人及び副査2人以上で構成し, 副査の内の1人以上は他の学位プログラム, 他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めるときは, 他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」は, 最終試験を2月末までに終了し, 研究科代議員会にその審査結果を報告する。

最終試験に際し, 公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

- 提出期限は, 当該期日の午後9時(土曜日の場合は18時)とする。当該期日が, 日曜日, 月曜日又は国民の祝日にあたるときは, これらの日の翌日とする。

● プログラム博士課程後期単位取得満期退学者

業績一覧の提出と予備審査

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を習得し、かつ、研究指導を受けた後退学したもの。

尚、所定の単位を習得し、研究指導を受け（特別研究を含む修了要件単位の習得）、博士課程後期に3年以上（但し、長期履修生は認められた履修期間以上）在学した後に退学した者を、単位取得満期退学者と呼称する。

- 2 マネジメントプログラム博士課程後期在学中又は退学後に、査読付き学術誌への掲載論文1本以上を執筆していること。

(注)・紀要は査読付き学術誌に含めない。

- ・国際的かつ学術水準が高い学会の査読制プロシーディングは、査読付き学術誌として認める場合がある。
- ・学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。
- ・詳細は指導教員に確認すること。

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する学生は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出： 毎年の4月20日、もしくは10月20日までに、
本研究科の教員（紹介教員）を通してプログラム長の内諾の上で、
研究科長宛に提出

予備審査委員会による審査：

※ 4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、
10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を実施する。

申請書類等： 1) 業績一覧届及び予備審査申請願

- 2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

- 3) 履歴書

- 4) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

Ⅲ. 予備審査委員会と学位請求論文草稿（博士論文概要）について

主・副指導教員を中心として組織（副指導教員の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）され、研究科代議員会で承認された予備審査委員会が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文1編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した在学中の研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

Ⅳ. 審査結果について

可否の判定は、審査委員3名（主・副指導教員）の合議によるものとし、主指導教員を通して申請者に通知される。

（注意事項） 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：毎年7月20日、もしくは1月20日までに、
研究科長宛に提出

※ 予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、
10月20日までに申請した場合は1月20日までに、学位請求論文を提出

Ⅰ. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主・副指導教員の指導のもとに必要に応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは、参考文献

II. 最終試験

最終試験は、単位取得満期退学から5年以内の申請者に対しては、学位請求論文の内容と外国語1種類に対する試験からなる。単位取得満期退学から5年経過後の申請者に対しては、学位請求論文の内容と外国語1種類に対する試問からなる。試験とは、博士後期課程で身に付けた学力と学位請求論文の内容に関する審査であり、試問とは、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するものである。「審査委員会」が最終審査を行うが、「試験（もしくは試問）委員会」が試験（もしくは試問）を行う。尚、「試験（もしくは試問）委員会」は「審査委員会」が兼ねることができる。

「審査委員会」は、主査1人及び副査2人以上で構成し、副査の内の1人以上は他の学位プログラム、他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めるときは、他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」及び「試験（もしくは試問）委員会」は、最終試験を2月末までに終了し、「審査委員会」が研究科代議員会にその結果を報告する。

最終試験に際し、公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

- 最終試験の結果の提出期限は、当該期日の午後9時（土曜日の場合は18時）とする。
当該期日が、日曜日、月曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

● 博士課程後期在籍未経験者

業績一覧の提出と予備審査

I. 予備審査の申請要件

予備審査を申請することができる者は、1と2～4のいずれかの要件を満たすものとする。

1. 博士論文予備審査を受験するための資格は次の2項目をともに満たすこととする。

1) 学会において学外査読付の論文2本以上とその他の論文1本以上を執筆

(※) 学術雑誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。

2) 全国大会を含めた全国レベル以上の学会での研究報告1回以上とその他の学会および研究会での研究報告1回以上

なお、上記の学会は日本学術会議所属学会レベルに相当もしくはそれ以上の学会とする。また、上記の資格条件の適用にあたって、各教育研究分野の特殊事情については配慮する。

2. 博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの

3. 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの

4. 2～3に掲げる者以外で、教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの

II. 予備審査の申請要領

予備審査を希望する者は、以下の要領で申請するものとする。

予備審査願出： 毎年4月20日、もしくは10月20日までに、
本研究科の教員（紹介教員）及びプログラム長の内諾の上で、
研究科長宛に提出

※ 4月20日までに申請した場合は5月上旬～5月中旬に審査を行い、
10月20日までに申請した場合は12月上旬～12月中旬に審査を実施

申請書類等： 1) 業績一覧届及び予備審査申請願

2) 業績一覧の内容を証するものを各3部(※)

- ・ 著書…現物
- ・ 論文…抜き刷りもしくはコピーしたもの
- ・ 学会発表のプログラム、予稿集、発表資料

(※)出版、発行又は発表予定で、それが確定しているものについては、証明する書類を添付すること。

3) 履歴書

4) 学位請求論文草稿（博士論文概要）、論文要旨

III. 予備審査委員会と学位請求論文草稿（博士論文概要）について

主査・副査により構成される研究科代議員会で承認された予備審査委員会（副査の内の一人は、他の学位プログラム、他専攻、他研究科の教員とする）が審査を行い、学位請求論文の提出を認めるかを判定する。

尚、学位請求論文草稿（博士論文概要）には、学術論文2編以上に相当する内容及び業績一覧で提出した研究実績が盛り込まれた内容が含まれていること。

IV. 審査結果について

可否の判定は、審査委員3名(主査・副査)の合議によるものとし、主査を通して申請者に通知される。

(注意事項) 「予備審査」に合格した学位請求論文草稿（博士論文概要）と学位請求論文は、部分的な訂正を除き、実質的に同一内容でなければならない。大幅な修正を伴う場合は、再度研究指導を受け、予備審査を願い出ること。

学位請求論文の提出及び最終試験

学位請求論文提出締切：毎年7月20日、もしくは1月20日までに、
研究科長宛に提出

※ 予備審査を4月20日までに申請した場合は7月20日までに、
10月20日までに申請した場合は1月20日までに、学位請求論文を提出

I. 学位請求論文提出

予備審査に合格した「学位請求論文草稿（博士論文概要）」を基礎に主査・副査の助言のもとに必要に応じて修正の上、学位請求論文を完成させ、修了予定年度の1月20日までに提出すること。

なお、学位請求論文として提出した論文の修正は認められないので、注意すること。

製本等の体裁については、予備審査結果通知時に指示する。

同時に、次のものを提出することが必要である。

- 1) 学位論文審査願
- 2) 論文目録
- 3) 論文要旨
- 4) 履歴書
- 5) 参考文献があるときは、参考文献

II. 最終試験

最終試験は、学位請求論文の内容と外国語 1 種類に対する試問からなる。これにより、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認する。「審査委員会」が最終審査を行うが、「試問委員会」が試問を行う。尚、「試問委員会」は「審査委員会」が兼ねることができる。

「審査委員会」は、主査 1 人及び副査 2 人以上で構成し、副査の内の 1 人以上は他の学位プログラム、他の専攻又は他研究科の教員とする。教授会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所などの教員などを審査委員に加えることができる。

研究科で承認された「審査委員会」及び「試問委員会」は、最終審査を 2 月末までに終了し、「審査委員会」が研究科代議員会にその結果を報告する。

最終試験に際し、公開の論文発表を行う必要がある。詳細は別途通知する。

- 最終試験の結果の提出期限は、当該期日の午後 9 時（土曜日の場合は 18 時）とする。
当該期日が、日曜日、月曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

附則 この博士学位申請プロセスは、令和 6 年 8 月から施工し、同令和 6 年 8 月から適用する。

大学院スキルアップ科目について

広島大学大学院では、全ての研究科の学生がスキル向上のため履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

<令和7年度開設科目>

授業科目名	開設 単位数	開設部局
中国語教育カリキュラム開発論Ⅰ	1	外国語教育研究センター
中国語教育カリキュラム開発論Ⅱ	1	
中国語教育カリキュラム開発論Ⅲ	1	
中国語教育カリキュラム開発論Ⅳ	1	
学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	ライティングセンター
Qualitative Research Methods: Discourse Analysis and Multimodality	2	
Genre-based Pedagogy I: Curriculum and Lesson Development	1	
Genre-based Pedagogy II: Self-directed Learning of English Literacies and Disciplinary Literacies	1	
Technology-enhanced Research Writing	2	
Career management course by female researchers	1	教育本部
大学教員養成講座基礎	2	教育学習支援センター
Introduction to topology	2	持続可能性に寄与する キラルノット超物質国 際研究所
Introduction to homotopy theory & its applications to physical systems	2	
e-start Chiral Sciences	1	
Chiral Knot Special Lectures	1	

※年度によっては不開講の科目もあります。

※シラバスの確認、履修手続きは原則「My もみじ」で行ってください。

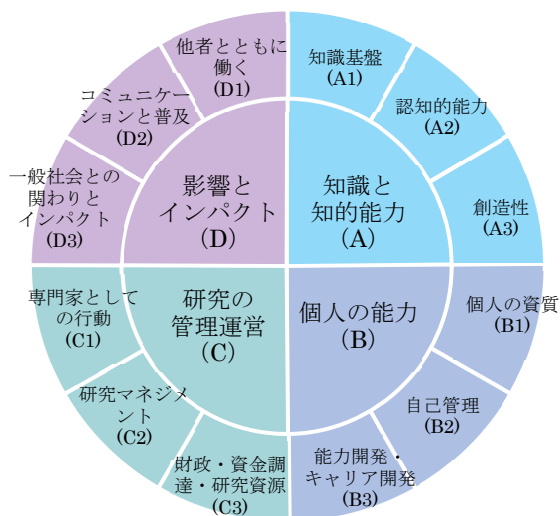
グローバルキャリアデザインセンター提供プログラム (HIRAKU 実践プログラム)

グローバルキャリアデザインセンターでは、研究キャリアの初期段階にある博士課程後期学生(D)及び若手研究者(PD)を対象に、新分野に挑戦する活力のある研究人材の育成を目的としたプログラム(HIRAKU 実践プログラム)を提供しています。

このプログラムでは、若手研究者が社会の多方面で活躍できる素養を身につけるため、グローバルキャリアデザインセンターが担当する大学院共通科目や各研究科が開設する科目や独自セミナー等を用意しています。

本センターが提供する「未来を拓く地方協奏プラットフォーム(HIRAKU)」の基幹 IT システムである若手研究者ポートフォリオ HIRAKU-PF(*)を利用して、研究人材としての能力(右図のドメイン(A)~(D))を自己チェックし、必要な能力領域の科目等を受講することで、自身の能力向上を図ることができます。

また、グローバルキャリアデザインセンターでは、若手研究者のキャリア形成に必要な指導・助言を受けることができる体制も整えていますので、併せて活用してください。 (*) https://hiraku.hiroshima-u.ac.jp/younger_platform/



Vitae ©2016 Careers Research Advisory Centre (CRAC) Limited.

<グローバルキャリアデザインセンター担当の大学院共通科目> ※はセミナー・イベント

科目区分	科目名等	能力領域
キャリア開発・データリテラシー科目 (博士課程後期対象)	イノベーション演習	ドメイン(A)
	データサイエンティスト養成	
	キャリアマネジメントセミナー	ドメイン(B)
	長期インターンシップ	
	リーダーシップ手法	
	※未来博士3分間コンペティション	ドメイン(D)
キャリア開発・データリテラシー科目 (博士課程前期対象)	キャリアマネジメント特論	ドメイン(B)
	ストレスマネジメント	

<上記以外の奨励科目> ※はセミナー・イベント

開設研究科等	科目名等	能力領域
ライティングセンター	学術文章の書き方とその指導法-大学教員を目指して-	ドメイン(D)
教育学習支援センター	大学教員養成講座基礎	
先進理工系科学研究科	Developing Designing Ability	
	技術移転論	
	技術戦略論	
	知的財産及び財務・会計論	
	MOTとベンチャービジネス論	
	※ナノ・バイオ・インフォ化学シンポジウム(2025年12月開催予定)	
統合生命科学研究科	プロテオミクス実験法・同実習	

【グローバルキャリアデザインセンター提供プログラムについての問合せ先】
 広島大学グローバルキャリアデザインセンター(若手研究人材養成担当)
 Tel : 082-424-2058 E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp
 URL : https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc_yr/

学生生活・諸手続等について

1 掲示及び電子掲示板（もみじ：広島大学学生情報システム）について

大学から学生のみなさんにお知らせする情報は、主に学生情報の森「もみじ」によって行われます。個人向けの各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、教室変更、試験情報やその他授業に関する連絡事項などは「My もみじ」に掲載されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日パソコン等で「My もみじ」にログインして確認してください。

※ 掲示を確認しなかったために被る不利益は、自己の責任となります。

2 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。常に携帯してください。

別途通知される広大パスワードとともに各種証明書の交付、インターネット等マルチメディア情報の受発信、情報処理教育科目の履修、図書館及び情報メディア教育研究センターの利用の際に必要なことから、厳重に管理してください。

(1) 学生証を紛失又は毀損したときは、所属するプログラムを担当する学生支援室に届け出てください。原則、再発行にかかる実費は本人負担です。

学生証の再発行等を受けた場合は、速やかに広大パスワードを変更してください。

(2) 広島大学消費生活協同組合の組合員は、カードの不正使用を防ぐため、広島大学消費生活協同組合への届出もしてください。

3 各種手続き要領（休学・復学・留学・退学・身上異動・住所変更等）

(1) 休学

病気その他やむを得ない事由により3か月以上就学できないときは、研究科長の許可を得て休学することができます。休学を考えている場合は、まず各自の指導教員又はチューター等に相談してください。

願い出に際しては、その日付を遡って処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を納めなければならないことがあります。

(2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この場合には、休学理由が解消されたことを示す証明書等を添付の上、復学願を提出してください。なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり、留学期間は本学の在学期間に算入されます。留学先で修得した単位は、単位互換の可能な交流協定締結大学に限り15単位を限度として認定されます。なお、留学期間中は本学の授業料も納めなければなりません。

各種留学プログラム等については、広島大学留学ガイドブック「海外留学のススメ」（支援室窓口又は学生情報の森：もみじTop：学びのサポート→留学）をご覧ください。

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、所属するプログラムを担当する学生支援室で所定の書類を受け取り本人の自署及び父母等連署の上、指導教員の了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく、日付を遡って許可することはできませんので、早めに願い出てください。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていない場合は、退学願は許可されません。

(5) 身上異動（改姓等）

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項ですので、これらに変更が生じた場合は、戸籍抄本等を添えて速やかに届け出てください。

(6) 住所変更

住所等（帰省先、学資負担者を含む）を変更したときは、「住所変更届」を所属するプログラムを担当する学生支援室へ提出してください。

諸願・諸届一覧

区 分	提 出 期 限	必要な承認印(署名)	備 考
研 究 題 目 届	4月30日まで (10月入学者は10月31日まで)	指導教員	
休 学 願	その都度	父母等・指導教員	
復 学 願	〃	〃	
留 学 願	〃	〃	
退 学 願	〃	〃	
身 上 異 動 届	〃	〃	改姓届等
修士論文等題目届	10月31日まで (9月修了予定者は4月30日まで)	主指導教員	

4 各種証明書の交付

(1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

- ① 学業成績証明書(和文・英文)
- ② 在学証明書(和文・英文)
- ③ 修了見込証明書(和文・英文)
博士課程前期及び専門職学位課程の学生で修了年次の学生(「Myもみじ」による就職希望情報の入力が必要)
- ④ 健康診断証明書(和文)
健康診断を受診し「異常なし」と診断された者
- ⑤ 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

自 動 発 行 機 設 置 場 所	稼 働 時 間
東広島キャンパス 総合科学部 文学部 教育学部 経済学部 理学部 工学部 生物生産学部	各支援室入口付近 月～金曜日 8:30～17:15 (土曜日は停止)
霞キャンパス 医学部(基礎・社会医学棟1F) 歯学部(C棟2F)	
東千田キャンパス 東千田総合校舎1Fロビー	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:00
	月～金曜日 8:30～21:15 土曜日 10:00～18:00

(2) 学生生活関係(窓口交付)各種願・届手続

(証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの)

事 項	提 出 期 日	備 考
学生証再交付願	その都度	学生証を紛失又はき損した場合 ※学生支援室へ届出
住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む ※学生支援室へ届出

学割証（船舶用）	その都度	会社により取扱いが異なる ※学生支援室へ申請
学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要引率教員 ※学生支援室へ申請
通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ ※学生支援室へ申請
事件・事故報告	その都度	警察署・指導教員にも報告 ※学生支援室へ届出
社会貢献活動証明	その都度	活動内容等証明書類を添付 ※学生支援室へ申請
学生団体結成届	その都度	教育室教育部学生生活支援グループ（学生プラザ3F）又は学生支援室へ届出 ※「8 課外活動・施設利用」参照
学生団体更新届	5月末日	

※学生支援室：所属するプログラムを担当する学生支援室

(3) その他

その他、留意事項等が情報の森「もみじ」掲載の「学生生活の手引」に記載されています。

5 通学定期乗車券・学割証・団体旅行割引等

学部・大学院・特別専攻科の学生（正規生）のみ利用できます。

研究生・科目等履修生等の学生（非正規生）は、普通団体旅行割引以外は利用できません。

(1) 通学定期乗車券

通学定期は、通学のため居住地と大学の最寄り駅間で利用する場合に限り発行されます。必要とする学生は「通学証明書発行願」を所属するプログラムを担当する学生支援室へ提出してください。「通学定期乗車券購入証明書」を交付しますので、各社の発行窓口へ「学生証」と併せて提出して購入してください。

(2) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、修学上の負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。

原則として、正課教育、課外教育活動、就職・試験、帰省、見学、傷病の治療、保護者の旅行への随行等の目的をもって、JR片道101km以上の場合に使用することができます。

- 年間（4月～翌年3月）20枚（1日発行枚数4枚）までですので、往復乗車券や周遊券を購入するなど、計画的かつ有効に使用してください。
- 発行日から3か月間有効ですので、早めに入手しましょう。
- 不正使用は絶対にしてはいけません。多額の追徴金を徴収され、大学が発行停止の処置を受けるなど全体に迷惑が掛かります。
（不正使用の事例）・他人名義の学割証により乗車券を購入した。
・学割証使用で購入した乗車券を他人に譲渡した。
・学生証を所持しないで学割乗車券を使用した。

6 奨学金、授業料の免除について

奨学金、授業料免除については、「学生生活の手引き」又は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

もみじ Top：学生生活のサポート→経済支援

7 構内駐車場の利用

自動車による通学を希望する者は、大学が実施する安全教育（交通安全講習会）を受講した上で、構内駐車場利用申請と利用者負担金の支払いが必要となります。

ただし、身体的な理由及び遠距離通学等により自動車による通学が必要な場合は、所属するプログラムを担当する学生支援室へ問い合わせてください。

8 課外活動・施設利用

(1) 学生団体結成（更新）届

1つの研究科の学生だけで新たに団体を結成したとき及び届出事項に変更があったときは、所属するプログラムを担当する学生支援室へ届け出てください。なお、複数の学部の学生で結成したときは、教育室教育部学生生活支援グループへ届け出てください。また、前年度に登録していた団体で引き続き活動を行うときは、5月末日までに更新届を提出してください。

(2) 施設利用

学部やプログラムごとに利用可能な施設や教室が異なります。所属するプログラムを担当する学生支援室に相談してください。

9 保健及び各種相談施設

下記の保健及び各種相談施設については、「学生生活の手引き」又は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

- 体と心の健康相談窓口（保健管理センター）
- 学生による学生のための何でも相談室（ピア・サポート・ルーム）
- なんでも相談（なんでも相談窓口）
- ハラスメント相談窓口（ハラスメント相談室）
- 障害のある学生の支援、アクセシビリティに関する相談窓口（アクセシビリティセンター）
- アルバイトの紹介窓口
- 大学運営支援業務（学内アルバイト）の紹介
- 留学生の相談窓口（国際センター）

10 保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生が在籍する大学の研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害が対象となります。

学研災は、大学負担の全員加入となっています。個々に加入する必要はありません。

(2) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）

国内において、学生が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

学研災及び学研賠について、詳しくは、入学時に配付している加入者のしおりを参照してください。

11 就職

就職活動をサポートするため、「就職相談室」や「グローバルキャリアデザインセンター」による情報提供・就職相談などで、できる限りの就職活動支援対策に取り組んでいます。

○ 就職相談室

学部やプログラムごとに設置しているもので、設置していない場合や名称が異なる場合があります。

詳細は所属するプログラムを担当する学生支援室に確認してください。

○ グローバルキャリアデザインセンター

自立的な就職活動を可能にするための支援を行っています。

また、博士課程後期の大学院生及び若手研究者を対象とし、地域の大学・企業等と連携して人材育成、キャリア支援を行っています。

詳細は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

もみじ Top : 進路・就職のサポート→進路選択・キャリアデザイン

1.2 遺失物, 拾得物

- (1) **遺失物**：所属するプログラムを担当する学生支援室で定められた手続きを行うとともに、貴重品（現金等）は最寄りの警察署に届け出てください。拾得物の掲示及び遺失物陳列棚を見て、該当する遺失物があったときは、掲示している学生支援室へ申し出てください。
- (2) **拾得物**：最寄りの学部・研究科の学生支援室（学生生活担当）へ届け出てください。貴重品（現金等）については、落とし主から届け出がない場合は、警察に届け出ます。

1.3 安全な学生生活

近年、学内外で交通事故や種々の事件（盗難事件、不審者の出没、野犬被害等）が発生しています。事故防止のため、道路交通法等を遵守すること。

暴行や恐喝等にあわないよう、夜間の一人歩きはしない、寂しい場所に近寄らない、危険を感じたら逃げる・大声を出す、不審者には関わらない、困っている人がいたら助けるなど、安全対策を講じてください。

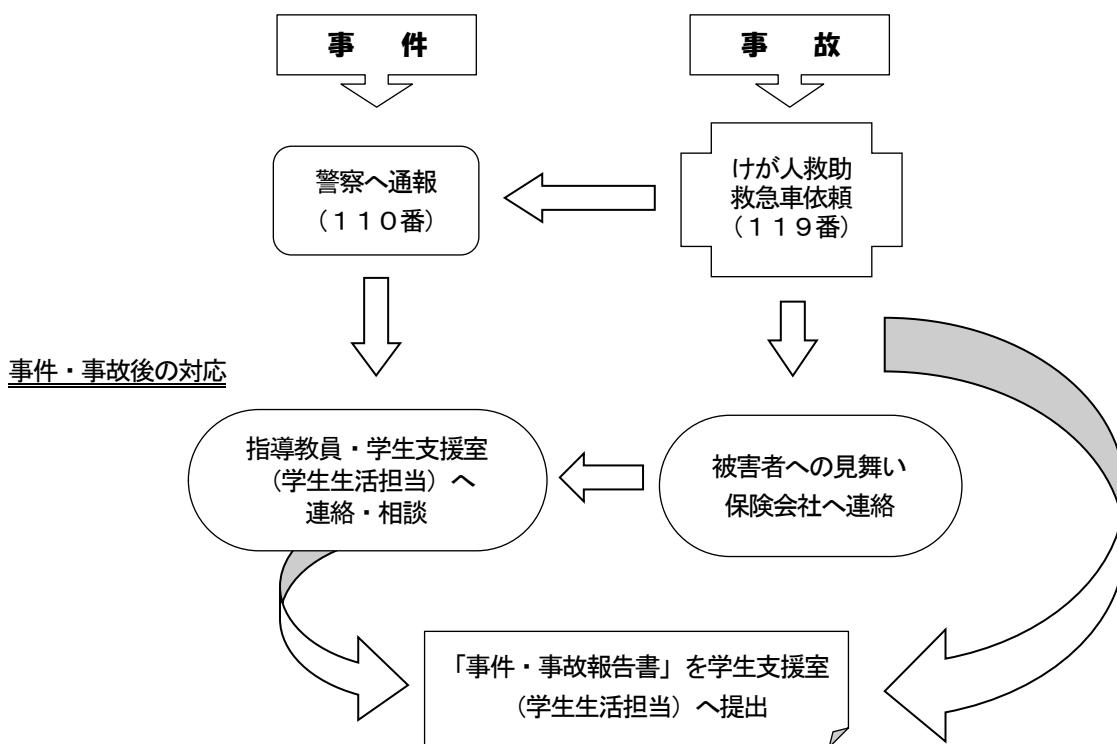
万一、事件・事故にあったときは、警察に通報するとともに、指導教員及び所属するプログラムを担当する学生支援室にも連絡してください。（車・バイクのナンバーや相手の顔などの特徴を覚えておく。）

※ 治安、事件・事故等については、学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

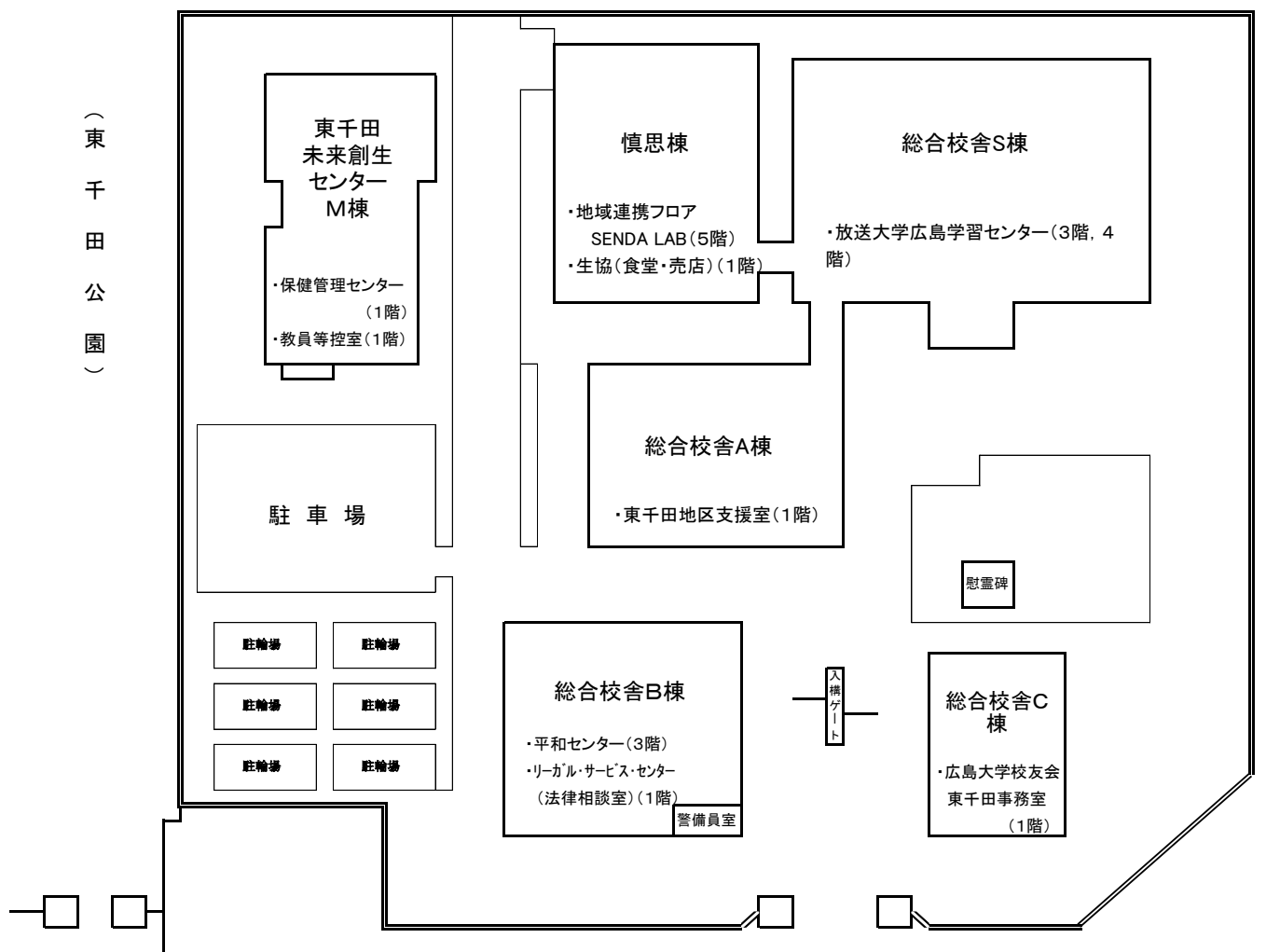
もみじ Top：学生生活のサポート→学生生活のマナーとルール→安全な生活のために

【事件・事故発生時の対応】

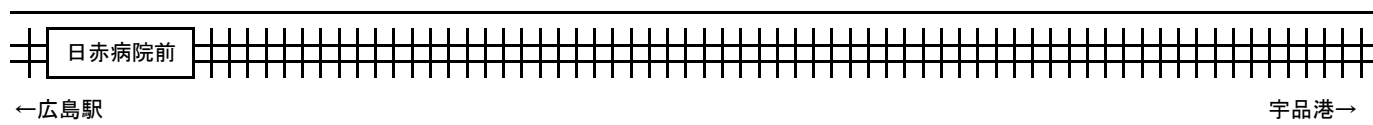
事件・事故が起きたら



東千田キャンパス構内配置図



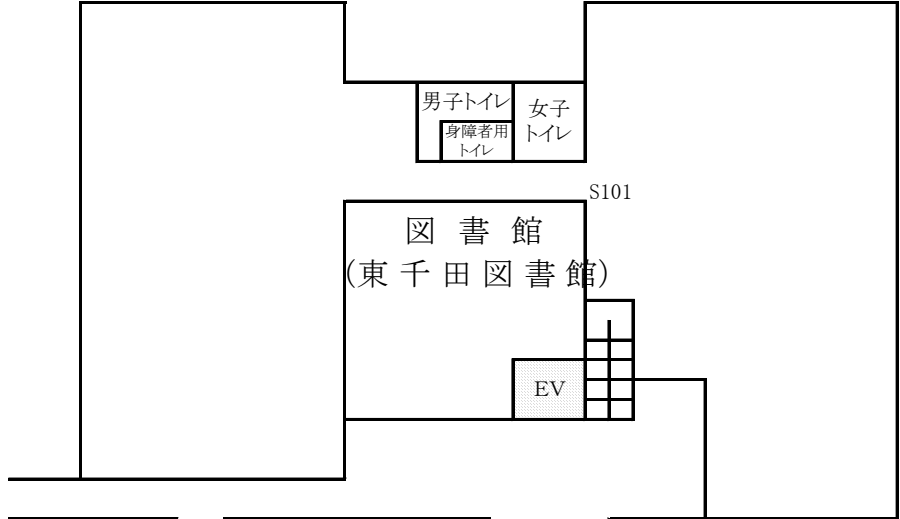
(東千田公園)



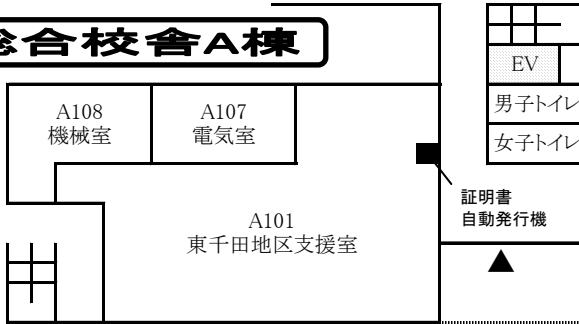
【総合校舎A棟・S棟】

総合校舎S棟

1F

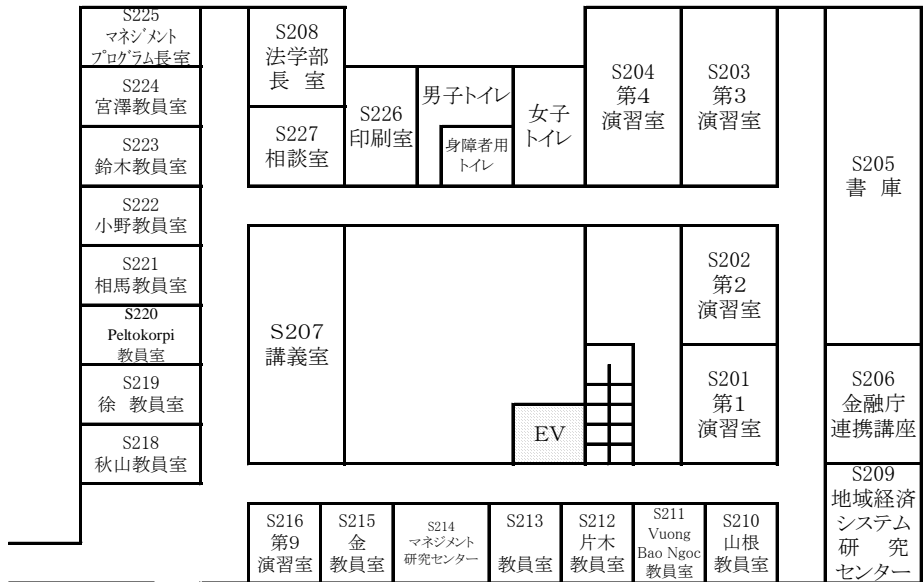


総合校舎A棟

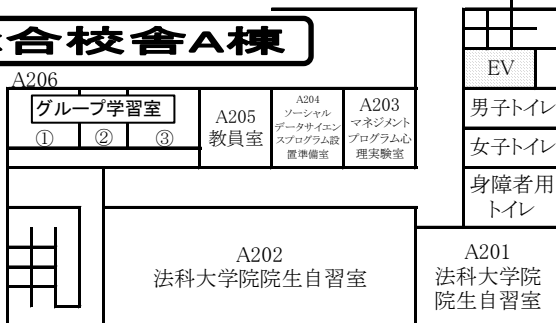


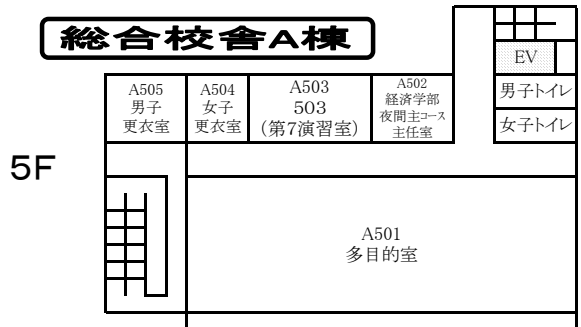
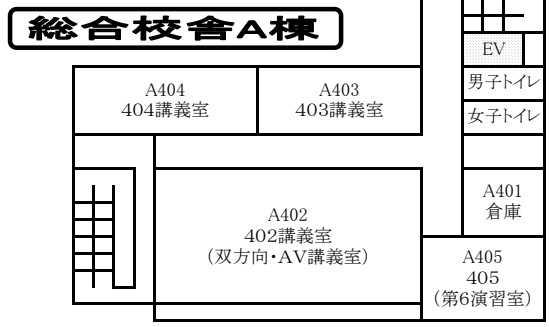
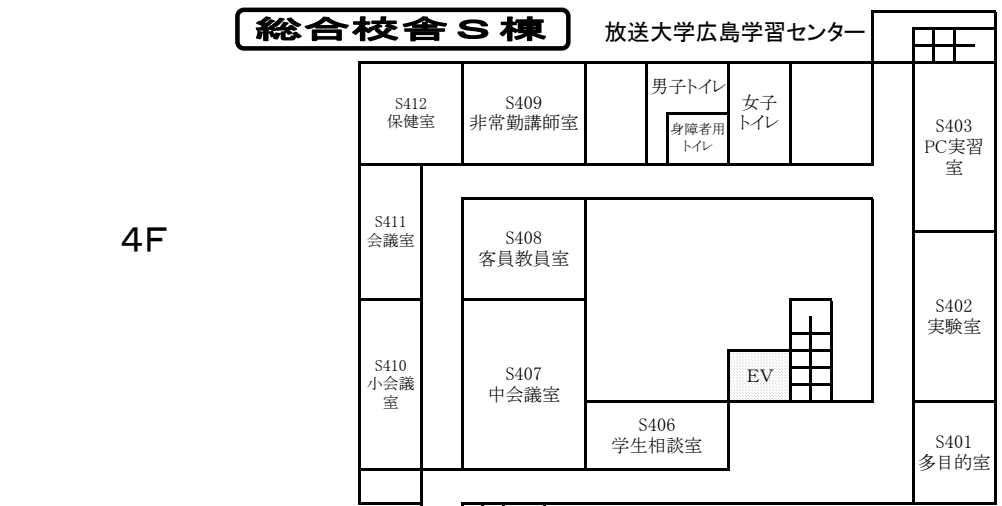
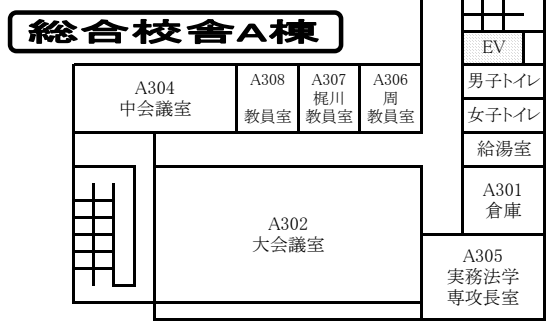
総合校舎S棟

2F

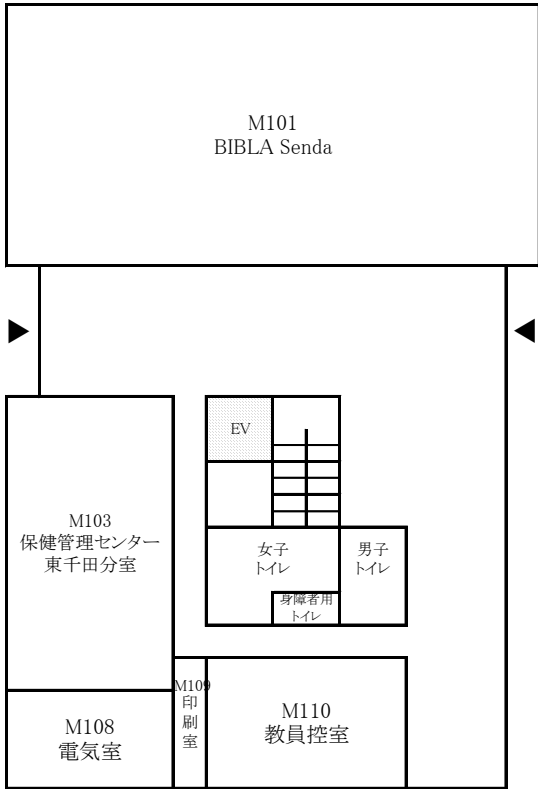


総合校舎A棟

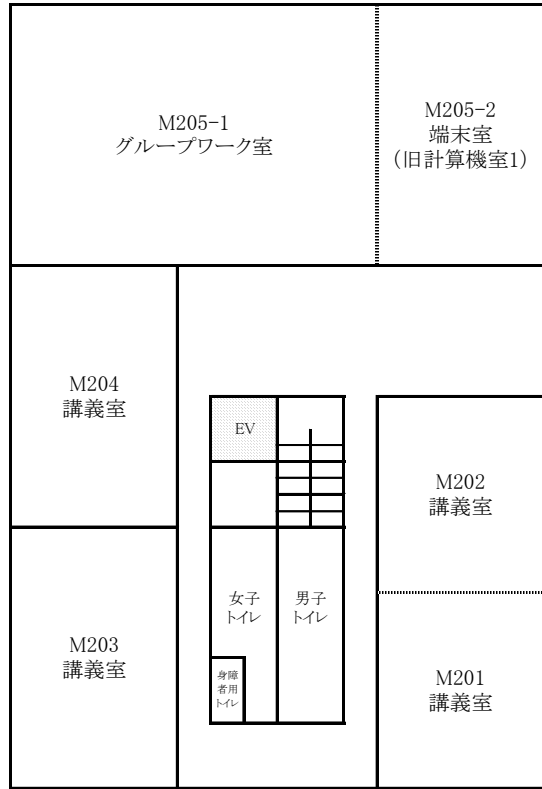




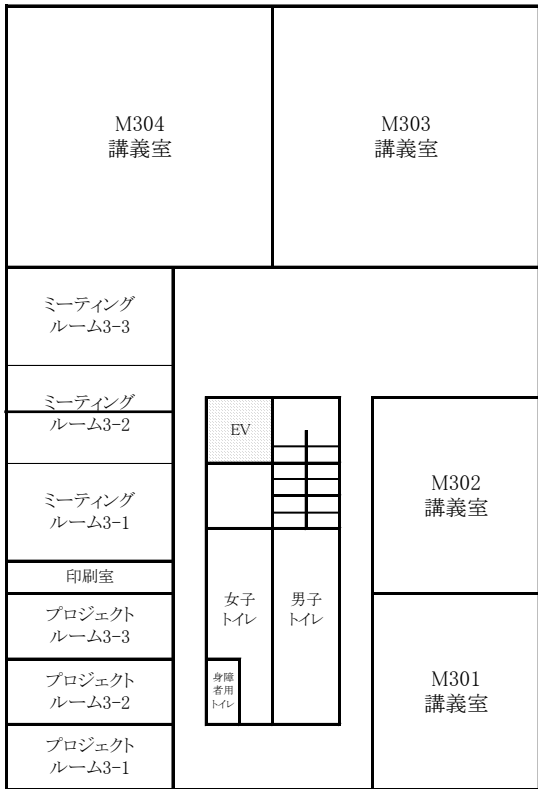
東千田未来創生センターM棟



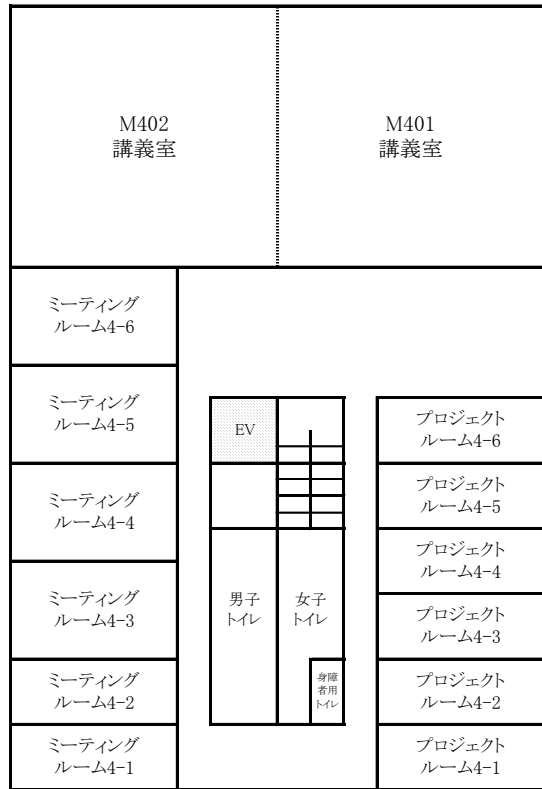
1F



2F



3F



4F

所属講座	職名	氏名	メールアドレス	内線	部屋番号
組織・経営講座	教授	築達 延征	cikudate@mgt.hiroshima-u.ac.jp	6996	東千田 B219
	教授	Vesa Peltokorpi	vesa@hiroshima-u.ac.jp	7073	東千田 S220
	准教授	秋山 高志	t-akiyama@hiroshima-u.ac.jp	7037	東千田 S218
	准教授	徐 恩之	eunjiseo@hiroshima-u.ac.jp	7069	東千田 S219
会計・情報講座	教授	相馬 敏彦	souman@hiroshima-u.ac.jp	7076	東千田 S221
	講師	金 宰煜	jaewookk@hiroshima-u.ac.jp	7061	東千田 S215
	助教	Kuang Wenjun	winniek@hiroshima-u.ac.jp	7104	東千田 B215
地域・交渉講座	教授	松嶋 健	mattak@hiroshima-u.ac.jp	7064	東千田 B218
	助教	Vuong Bao Ngoc	vbngoc@hiroshima-u.ac.jp	7032	東千田 S211
	客員 教授	柴田 浩喜	shibata@crrc.or.jp	6985	東千田 C207

各専攻・プログラム問い合わせ先

専攻	プログラム	問合せ先
人 文 社 会 科 学 専 攻	人文学プログラム	〒739-8522 東広島市鏡山一丁目2番3号 人文社会科学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-6615 E-Mail : bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	心理学プログラム	〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号 教育学系総括支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-3706 E-mail : kyoiku-in@office.hiroshima-u.ac.jp
	法学・政治学プログラム	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号 東千田地区支援室 大学院課程担当 TEL : (082)542-7045 E-mail : senda-daigakuin@office.hiroshima-u.ac.jp
	経済学プログラム	〒739-8525 東広島市鏡山一丁目2番1号 人文社会科学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-7189 E-mail : syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	ソーシャルデータサイエンスプログラム	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号 東千田地区支援室 大学院課程担当 TEL : (082)542-6961 E-mail : senda-daigakuin@office.hiroshima-u.ac.jp
	マネジメントプログラム	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号 東千田地区支援室 大学院課程担当 TEL : (082)542-6962 E-mail : senda-daigakuin@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際平和共生プログラム	〒739-8529 東広島市鏡山一丁目5番1号 国際協力学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-6909, 6910 E-mail : koku-gaku@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際経済開発プログラム	
	人間総合科学プログラム	〒739-8521 東広島市鏡山一丁目7番1号 総合科学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-6317, 6316 E-mail : souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	教 育 科 学 専 攻	教師教育デザイン学プログラム
教育データサイエンスプログラム		
教育学プログラム		
日本語教育学プログラム		
国際教育開発プログラム	〒739-8529 東広島市鏡山一丁目5番1号 国際協力学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-6909, 6910 E-mail : koku-gaku@office.hiroshima-u.ac.jp	
教 職 開 発 専 攻	教職開発プログラム (教職大学院)	〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号 教育学系総括支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-3706 E-mail : kyoiku-in@office.hiroshima-u.ac.jp

実務法学専攻	実務法学プログラム (法科大学院)	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号 東千田地区支援室 大学院課程担当 TEL : (082)542-7087 E-mail : houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
広島大学・グラーツ大学国際連携 サステイナビリティ学専攻	〒739-8529 東広島市鏡山一丁目5番1号 国際協力学系支援室 大学院課程担当 TEL : (082)424-6909, 6910 E-mail : koku-gaku@office.hiroshima-u.ac.jp	